



2026年3月27日

各位

会社名 日本ケミコン株式会社  
代表者名 代表取締役社長 今野 健一  
(コード番号 6997 東証プライム市場)  
問合せ先 取締役 石井 治  
(TEL. 03-5436-7711)

第三者割当による種類株式の発行、  
定款の一部変更、資本金及び資本準備金の額の減少、  
並びにA種種類株式の取得及び消却に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、次の①乃至⑤の各事項について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

- ① 株式会社日本政策投資銀行（以下「割当予定先」といいます。）との間で、株式投資契約（以下「本投資契約」といいます。）を締結し、割当予定先に対して、第三者割当の方法により、総額6,000,000,000円のC種種類株式及び3,000,000,000円のD種種類株式（以下「本種類株式」と総称します。）を発行すること（以下「本第三者割当増資」といいます。詳細については下記「Ⅰ. 本第三者割当増資について」をご参照ください。）
- ② 2026年6月26日開催予定の定時株主総会（普通株主による種類株主総会を兼ねるものとし、以下「本株主総会」といいます。）に、(i) 本種類株式に関する規定の新設等に係る定款の一部変更を行うこと（以下「本定款変更（1）」といいます。）、(ii) 本第三者割当増資及び (iii) A種種類株式に関する規定の削除等に係る定款の一部変更を行うこと（以下「本定款変更（2）」といひ、本定款変更（1）とあわせて「本定款変更」と総称します。詳細については下記「Ⅱ. 本定款変更について」をご参照ください。）に係る各議案（ただし、普通株主による種類株主総会に上程する議案は本定款変更（1）に係る議案に限ります。以下同じです。）を付議すること
- ③ 本第三者割当増資の払込みがなされることを条件に、2026年6月29日を効力発生日として、本第三者割当増資後の資本金及び資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替えること（以下「本資本金等の額の減少」といいます。詳細については下記「Ⅲ. 本資本金等の額の減少について」をご参照ください。）
- ④ 本株主総会の開催日までに、会社法第325条の準用する第319条第1項に基づき書面による決議を予定しているA種種類株主による種類株主総会及びB種種類株主による種類株主総会（以下「本種類株主総会」と総称し、本株主総会と併せて「本株主総会等」といいます。）に、本定款変更（1）に係る議案を付議すること
- ⑤ 当社が発行するA種種類株式の全部につき、会社法第169条第1項及び当社定款第5条の2第7項（金銭を対価とする取得条項）の規定に基づく取得、並びに会社法第178条に基づく消却を行うこと（以下、併せて「A種種類株式の取得及び消却」といいます。詳細については下記「Ⅳ. A種種類株式の取得及び消却について」をご参照ください。）

I. 本第三者割当増資について

1. 募集の概要

(1) C種種類株式

① 払込期日	2026年6月29日
② 発行新株式数	C種種類株式6,000株
③ 発行価額	1株につき1,000,000円
④ 発行価額の総額	6,000,000,000円 発行諸費用の概算額を差し引いた概算額については、下記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」をご参照ください。
⑤ 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により株式会社日本政策投資銀行に全てのC種種類株式を割り当てます。
⑥ その他	<p>詳細は別紙 I-1「C種種類株式発行要項」をご参照ください。</p> <p>C種種類株式には、累積・非参加型の優先配当金の規定があり、配当率は、当初は年6.5%であり、2029年6月30日以降は年8.5%です。</p> <p>C種種類株式には、普通株式を対価とする取得請求権は付されておりません。</p> <p>C種種類株式には、金銭を対価とする取得請求権が付されております。かかる取得請求権については、C種種類株式の発行要項においては、C種種類株式の発行日以降いつでも行使できるとされておりませんが、本投資契約の規定により、原則として、2031年6月29日（同日を含む。）までの間は、行使できないものとされており、本投資契約の規定により、行使制限解除事由（下記「2. (3) (ウ) 金銭対価の取得請求権」に定義します。以下同じです。）の発生時には、例外的に、2031年6月29日以前であっても行使することができるとされており、</p> <p>C種種類株式には、金銭を対価とする取得条項が付されております。かかる取得条項に基づくC種種類株式の取得については、C種種類株式の発行要項においては、C種種類株式の発行日以降いつでも、当社の取締役会決議に基づき別に定める日の到来をもって実施可能とされており、本投資契約の規定により、原則として、2027年6月29日（同日を含む。）以降においてのみ実施可能とされており、本投資契約の規定により、割当予定先が本投資契約に違反した場合であって、当社から契約違反の存在を指摘する書面による通知を受領した日から起算して30日を経過してもなお当該違反が治癒されない場合には、例外的に、2027年6月29日以前であっても実施可能とされており、</p> <p>C種種類株式には議決権はありません。</p> <p>C種種類株式には、発行要項上、譲渡制限が付されております。</p> <p>C種種類株式の発行は、本株主総会において (i) 本定款変更 (1) 及び (ii) 本第三者割当増資に係る各議案の承認が得られること、並びに、本種類株主総会において本定款変更 (1) に係る議案の承認が得られることを条件としております。</p>

(2) D種種類株式

① 払込期日	2026年6月29日
② 発行新株式数	D種種類株式3,000株

③ 発行価額	1株につき1,000,000円
④ 発行価額の総額	3,000,000,000円 発行諸費用の概算額を差し引いた概算額については、下記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」をご参照ください。
⑤ 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により株式会社日本政策投資銀行に全てのD種種類株式を割り当てます。
⑥ その他	<p>詳細は別紙 I-2 「D種種類株式発行要項」をご参照ください。</p> <p>D種種類株式には、累積・非参加型の優先配当金の規定があり、配当率は、当初は年5.0%であり、2029年6月30日以降は年7.0%です。</p> <p>D種種類株式には、普通株式を対価とする取得請求権が付されております。かかる取得請求権については、D種種類株式の発行要項においては、2027年6月30日以降いつでも行使できるとされておりありますが、本投資契約の規定により、2029年6月29日を経過した場合又はJIS3号ファンド（下記「2. (1) 本第三者割当増資に至る経緯」に定義します。）が当社のB種種類株式の一切を保有しなくなった場合においてのみ行使することができるものとされておりあります。</p> <p>D種種類株式には、金銭を対価とする取得請求権が付されております。かかる取得請求権については、D種種類株式の発行要項においては、D種種類株式の発行日以降いつでも行使できるとされておりありますが、本投資契約の規定により、原則として、2031年6月29日（同日を含む。）までの間は、行使できないものとされておりあります。ただし、本投資契約の規定により、行使制限解除事由の発生時には、例外的に、2031年6月29日以前であっても行使することができるものとされておりあります。</p> <p>D種種類株式には、金銭を対価とする取得条項が付されております。かかる取得条項に基づくD種種類株式の取得については、D種種類株式の発行要項においては、D種種類株式の発行日以降いつでも、当社の取締役会決議に基づき別に定める日の到来をもって実施可能とされておりありますが、本投資契約の規定により、原則として、2027年6月29日（同日を含む。）以降においてのみ実施可能とされておりあります。ただし、本投資契約の規定により、割当予定先が本投資契約に違反した場合であって、当社から契約違反の存在を指摘する書面による通知を受領した日から起算して30日を経過してもなお当該違反が治癒されない場合には、例外的に、2027年6月29日以前であっても実施可能とされておりあります。</p> <p>D種種類株式には議決権はありません。</p> <p>D種種類株式には、発行要項上、譲渡制限が付されております。</p> <p>D種種類株式の発行は、本株主総会において (i) 本定款変更 (1) 及び (ii) 本第三者割当増資に係る各議案の承認が得られること、並びに、本種類株主総会において本定款変更 (1) に係る議案の承認が得られることを条件としております。</p>

## 2. 本第三者割当の目的及び理由

### (1) 本第三者割当増資に至る経緯

当社は、企業理念に「環境と人にやさしい技術への貢献」を掲げており、この理念に基づき、地球環境・テクノロジー・世界情勢の変化を見据え、豊かな未来の創造と技術革新を実現する商品価値の継続的な提供によって夢を実現する技術に貢献することを当社の使命として事業活動を展開しております。当社は、現在、2023年度から2025年度までを対象とする第10次中期経営計画（以下「現中期経営計画」といいます。）に則り経営課題の解消と事業成長に努めており、現中期経営計画で重点施策として掲げた導電性高分子ハイブリッドアルミ電解コンデンサの増産などで一定の成果を得ておりますが、国際情勢を発端とする市況変化やアルミ電解コンデンサの価格競争の激化による市場シェア悪化の影響により、現中期経営計画で定めた経営目標は大幅な未達となりました。

このような状況のもと、当社は2026年3月27日、2026年4月から開始する第11次中期経営計画（2026年度～2028年度）（以下「新中期経営計画」といいます。）を公表いたしました。現中期経営計画において市場特性を踏まえた効果的な経営戦略の策定・実行という課題を踏まえ、市場に向けた商品提案力の強化と、中長期的な事業成長を見据えたマス（汎用品）市場及び成長市場での収益力向上を基本方針として掲げております。

マス（汎用品）市場では、最適地生産体制の構築と最適地購買の推進により価格競争力を高め、市場シェアの拡大を図ります。一方、成長市場においては、急速な拡大が見られるAIサーバー市場に注力し、AIサーバー向けデータセンターで需要が増加している大容量アルミ電解コンデンサの販売拡大を通じて高収益の実現を目指します。

これらの取り組みにより、高収益・高成長の実現を図るとともに、健全な財務基盤の構築を通じて企業価値を高め、ステークホルダーの皆様からの信頼・評価の向上に努めてまいります。

なお、新中期経営計画における成長市場での競争力強化と健全な財務基盤の確立を実現するためには、需要拡大が著しいAIサーバー市場向け大容量アルミ電解コンデンサ及びマス（汎用品）市場でのシェア向上に向けた投資が必要となります。

また、当社は、2023年10月10日「第三者割当による種類株式の発行、資本金及び資本準備金の額の減少、定款の一部変更、並びに種類株式の発行に係る資本金及び資本準備金の額の減少、並びに第三者割当による普通株式の発行に関するお知らせ」において公表したとおり、2023年当時において、2014年より継続していたアルミ電解コンデンサ等の取引に関する競争法関連の多額の損失計上による財務体質の悪化及び自己資本比率の低下を解消する必要性が生じていた一方で、現中期経営計画を開始し、先行き不透明な経営環境の中でも柔軟に対応しつつ、持続的成長の実現に向けた重点施策の推進を重要な課題と位置づけておりました。とりわけ、需要拡大が見込まれる導電性高分子ハイブリッドアルミ電解コンデンサ事業については、新工場建設による増産体制の整備を予定していたことから、これらの取り組みに必要な資金を確保するため、ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第参号投資事業有限責任組合（以下「JIS3号ファンド」といいます。）を割当先として、A種種類株式（総額10,000,000,000円）及びB種種類株式（5,000,000,000円）を発行しております。当社は、これらの種類株式については、発行当初より、金銭を対価とする取得条項を用いて取得することにより普通株式を対価とする取得請求権による希薄化が顕在化することを可能な限り回避することを目指しておりましたが、①2026年1月13日付「台湾公平交易委員会との調停成立（和解）に関するお知らせ」において公表したとおり、アルミ電解コンデンサ等の取引に関する競争法関連の事案が全て終結したことから、同事案により当社の財務基盤に対する悪影響が生じる懸念がなくなったこと、また、②A種種類株式について、2026年4月1日以降、優先配当率が、現状の年5.5%から年7.5%に上昇することや、金銭を対価とする取得条項を行使する場合に交付すべき金銭の額の算定において用いられる「償還プレミアム」が2026年7月1日以降は現状の1.085から1.100に上昇することにより、配当負担及び金銭償還の金額負担が増加する局面に差し掛かっていることを踏まえて、当初の目標どおり、A種種類株式について早期に金銭償還を実施すべきと考えております。

上記の現状を踏まえ、当社は、新中期経営計画における高成長・高収益を実現するため、AIサーバー市場向け大容量アルミ電解コンデンサ及びマス（汎用品）市場でのシェア向上に向けた成長資金を確保しつつ、A種種類株式の金銭償還実施後においても健全な財務基盤を維持し、また、配当負担及び金銭償還の金額負担の低減を図るべく、本第三者割当増資による新規の資本金調達を

必要であるとの結論に至りました。

## (2) 本第三者割当増資を選択した理由

当社は、A種種類株式の金銭償還実施後においても健全な財務基盤を維持し、また、既存株主の皆様への希薄化による影響に配慮しつつ、AIサーバー市場向け大容量アルミ電解コンデンサ及びマス(汎用品)市場でのシェア向上に向けた成長資金の調達を確実に実施するという観点から、様々な資金調達の選択肢を検討してまいりました。下記「IV. A種種類株式の取得及び消却について」に記載のとおり、2026年6月29日にA種種類株式の取得及び消却を実施することにより、当社の自己資本が減少することになります。一方で、AIサーバー市場向け大容量アルミ電解コンデンサの生産設備といった設備投資は投資回収に一定期間を要するため、長期かつ安定的な資金調達を行う必要があると考えました。かかる中で、金融機関等からの借入や社債発行による負債性の資金調達と比較し、資本性の資金調達を実施することが必要かつ適切であると考えました。

また、資金調達手法に関しては現在の経済情勢、資本市場の状況、当社を取り巻く経営環境、当社の財務状態及び経営成績、当社の直近の株価の状況等を勘案すると、公募増資や普通株式の第三者割当増資の実施は、相応の規模の普通株式の希薄化を直ちにもたらすことになり、株主の皆様に対して不利益を生じさせかねないこと、また株価水準次第では調達金額が変動し得ることから適切ではないと判断いたしました。さらに、既存株主の皆様に対して新株予約権を割り当てる新株予約権無償割当(ライツオフエリング)又は株式を割り当てる株主割当の実施は、株価動向等を踏まえた割当株主の判断により新株予約権が全て行使されるとは限らず、また、株主の皆様は株主割当に応じただけにとり限らないため、最終的な資金調達額が不明であり、現時点における当社にとっての選択肢としては適切ではないと判断いたしました。また、証券会社に新株予約権を割り当てるエクイティコミットメントラインについても同様の観点に加え、段階的ではあるものの相応の規模の普通株式の希薄化が発生することから適切ではないと判断いたしました。

これに対して、本第三者割当増資のような種類株式を用いた第三者割当増資は、必要金額の調達を確実に行うことができ、また、その商品設計によっては資本性の資金調達を行いつつ、急激な希薄化を回避することも可能であり、適切な外部投資家が選定できる限り、当社にとって最も有効な選択肢となり得ると思われました。この点、割当予定先である株式会社日本政策投資銀行は当社の主要取引金融機関であり、当社を取り巻く経営環境、経営状況及び当社の資本政策の考え方を十分にご理解いただいたこと等を総合的に勘案し、株式会社日本政策投資銀行を割当予定先とする本第三者割当増資を実施することといたしました。

なお、本種類株式は、A種種類株式と比較して優先配当率や取得価額等を考慮した実質的な経済条件が良好していると判断しております。新中期経営計画の達成に向け、本第三者割当増資の実施を通じて、2026年6月29日に行われる予定のA種種類株式の償還後においても健全な財務基盤を維持しつつ、成長領域における設備投資等の成長資金を調達することが、現時点における当社が採り得る最善の選択であると判断いたしました。

## (3) 本種類株式の概要

### (ア) 剰余金の配当

#### ・C種種類株式

C種種類株式の配当率は、当初は年6.5%であり、2029年6月30日以降は年8.5%であり、普通株主に優先して配当を受け取ることができます。ある事業年度において、C種種類株主への優先配当金が不足した場合、当該不足額は翌事業年度以降に累積します。C種種類株主は、当該優先配当に加え、普通配当を受け取ることはできません。

#### ・D種種類株式

D種種類株式の配当率は、当初は年5.0%であり、2029年6月30日以降は年7.0%であり、普通株主に優先して配当を受け取ることができます。ある事業年度において、D種種類株主への優先配当金が不足した場合、当該不足額は翌事業年度以降に累積します。D種種類株主は、当該優先配当に加え、普通配当を受け取ることはできません。

### (イ) 普通株式対価の取得請求権

#### ・C種種類株式

C種種類株式には、普通株式を対価とする取得請求権は付されておりません。

・D種種類株式

D種種類株式には、普通株式を対価とする取得請求権が付されております。かかる取得請求権については、D種種類株式の発行要項においては、2027年6月30日以降いつでも行使できることとされておりますが、本投資契約の規定により、2029年6月29日を経過した場合又はJIS3号ファンドが当社のB種種類株式の一切を保有しなくなった場合においてのみ行使することができるものとされております。

D種種類株式に付された普通株式を対価とする取得請求権が行使された場合に交付される普通株式の数は、当該行使に係るD種種類株式の数に以下の金額（以下「D種償還価額」といいます。）を乗じて得られる額を、取得価額（1,396円）で除して得られる数となります。

D種償還価額 = D種種類株式1株当たりの払込金額相当額（1,000,000円）+D種累積未払配当金相当額（別紙I-2「D種種類株式発行要項」において定義します。以下同じです。）+D種日割未払優先配当金額（D種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額をいいます。以下同じです。）

(ウ) 金銭対価の取得請求権

・C種種類株式

C種種類株式には、金銭を対価とする取得請求権が付されております。かかる取得請求権については、C種種類株式の発行要項においては、C種種類株式の発行日以降いつでも行使できることとされておりますが、本投資契約の規定により、原則として、2031年6月29日（同日を含む。）までの間は、行使できないものとされております。ただし、本投資契約の規定により、以下に記載する場合（以下「行使制限解除事由」といいます。）の発生時には、例外的に、2031年6月29日以前であっても行使することができるものとされております。

(i) 下記①乃至④に該当する場合

- ① 当社の2027年3月末日及びそれ以降の各事業年度末日現在の単体の監査済みの貸借対照表における剰余金の分配可能額が、当該事業年度末日を金銭対価償還日として当該時点における種類株式の全部について金銭対価償還をしたと仮定した場合の金銭対価償還価額の合計額以下になった場合
- ② 当社の2027年3月末日及びそれ以降の各事業年度末日の連結の監査済みの貸借対照表における株主資本の金額が200億円未満になった場合
- ③ 当社の2027年3月末日及びそれ以降の各事業年度末日の連結の監査済みの損益計算書における営業損益が2事業年度連続して赤字となった場合
- ④ 当社において2027年3月末日及びそれ以降の各事業年度末日を基準日とする本種類株式に対する剰余金の配当が2事業年度を通じて一度も行われなかった場合

(ii) 本種類株式の払込期日において本投資契約において定める割当予定先の義務の前提条件（ただし、割当予定先が書面により放棄した前提条件は除く。）が成就していなかったことが発覚した場合

(iii) JIS3号ファンド以外の第三者が当社のB種種類株式を保有することとなった場合

(iv) 当社が、本投資契約の条項に違反した場合であって、割当予定先から契約違反の存在を指摘する書面による通知を受領した日（同日を含む。）から起算して30日を経過してもなお当該違反が治癒されない場合（ただし、当該違反の治癒が客観的に不可能又は著しく困難な場合等の一定の場合にはかかる治癒期間の経過を要しないものとする。）

C種種類株式に付された金銭を対価とする取得請求権が行使された場合に交付される金銭の額は、当該行使に係るC種種類株式の数に以下の金額（以下「C種償還価額」といいます。）を乗じて得られる額となります。

C種償還価額 = C種種類株式1株当たりの払込金額相当額（1,000,000円）+C種累積未払配当金相当額（別紙I-1「C種種類株式発行要項」において定義します。）+C種日割未払優先配当金額（C種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額をいいます。）

- ・D種種類株式

D種種類株式には、金銭を対価とする取得請求権が付されております。かかる取得請求権については、D種種類株式の発行要項においては、D種種類株式の発行日以降いつでも行使できることとされておりますが、本投資契約の規定により、原則として、2031年6月29日（同日を含む。）までの間は、行使できないものとされております。ただし、本投資契約の規定により、行使制限解除事由の発生時には、例外的に、2031年6月29日以前であっても行使することができるとされております。

D種種類株式に付された金銭を対価とする取得請求権が行使された場合に交付される金銭の額は、当該行使に係るD種種類株式の数にD種償還価額を乗じて得られる額となります。

(エ) 金銭対価の取得条項

- ・C種種類株式

C種種類株式には、金銭を対価とする取得条項が付されております。かかる取得条項に基づくC種種類株式の取得については、C種種類株式の発行要項においては、C種種類株式の発行日以降いつでも、当社の取締役会決議に基づき別に定める日の到来をもって実施可能とされておりますが、本投資契約の規定により、原則として、2027年6月29日（同日を含む。）以降においてのみ実施可能とされております。ただし、本投資契約の規定により、割当予定先が本投資契約に違反した場合であって、当社から契約違反の存在を指摘する書面による通知を受領した日から起算して30日を経過してもなお当該違反が治癒されない場合には、例外的に、2027年6月29日以前であっても実施可能とされております。

C種種類株式に付された金銭を対価とする取得条項を行使する場合に交付される金銭の額は、取得されるC種種類株式の数にC種償還価額を乗じて得られる額となります。

- ・D種種類株式

D種種類株式には、金銭を対価とする取得条項が付されております。かかる取得条項に基づくD種種類株式の取得については、D種種類株式の発行要項においては、D種種類株式の発行日以降いつでも、当社の取締役会決議に基づき別に定める日の到来をもって実施可能とされておりますが、本投資契約の規定により、原則として、2027年6月29日（同日を含む。）以降においてのみ実施可能とされております。ただし、本投資契約の規定により、割当予定先が本投資契約に違反した場合であって、当社から契約違反の存在を指摘する書面による通知を受領した日から起算して30日を経過してもなお当該違反が治癒されない場合には、例外的に、2027年6月29日以前であっても実施可能とされております。

D種種類株式に付された金銭を対価とする取得条項を行使する場合に交付される金銭の額は、取得されるD種種類株式の数にD種償還価額を乗じて得られる額となります。

(オ) 議決権

本種類株式には、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会における議決権が付されておりません。

(カ) 譲渡制限

本種類株式には、発行要項上、譲渡制限が付されております。

その他C種種類株式及びD種種類株式の詳細につきましては、別紙I-1「C種種類株式発行要項」及び別紙I-2「D種種類株式発行要項」をご参照ください。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

(ア) 払込金額の総額	9,000,000,000円
(イ) 発行諸費用の概算額	233,000,000円
(ウ) 差引手取概算額	8,767,000,000円

※ 発行諸費用の概算額のうち主なものは支払手数料、登録免許税相当額、弁護士費用、デューデリジェンス費用及び価値算定費用等であります。

## (2) 調達する資金の具体的な使途

	具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
(ア)	AI サーバー市場向け大容量アルミ電解コンデンサの生産設備導入	4,840	2026年4月～2028年6月
(イ)	マス（汎用品）市場シェア向上に向けた生産設備への投資	2,460	2026年4月～2028年6月
(ウ)	研究開発関連投資	1,467	2026年4月～2029年3月

※ 上記には新中期経営計画の計画期間の始期である2026年4月1日以降本種類株式の払込期日までに実施予定である生産設備導入、設備投資及び研究開発関連投資が含まれます。本種類株式の払込期日までに実施を要する生産設備導入、設備投資及び研究開発関連投資については、一時的に当社の手元資金を充当しつつ、本種類株式の払込み完了後、本第三者割当増資の手取金を上記設備投資等の資金への充当により減少した手元資金に充てる予定です。

当社は、上記「2. 本第三者割当の目的及び理由」において記載のとおり、新中期経営計画に基づき、急速な拡大が見られるAIサーバー市場に注力し、AIサーバー市場向けデータセンターで需要が増加している大容量アルミ電解コンデンサの展開を通じて高収益の実現を目指しており、かかる目標を実現するため、本第三者割当増資の手取金を、上記の設備投資等に充当します。具体的には、(ア) AIサーバー市場向け大容量アルミ電解コンデンサの生産設備導入に4,840百万円及び(イ) マス（汎用品）市場シェア向上に向けた生産設備への投資に2,460百万円を充当します。また、(ウ) 残額については、AIサーバー市場向け大容量アルミ電解コンデンサ及びアルミ電極箔の高容量化を主とする研究開発関連投資に充当します。

なお、下記「IV. A種類株式の取得及び消却について」に記載のとおり、当社は、2026年6月29日を効力発生日として、A種類株式の全部の取得を予定しております。かかるA種類株式の取得資金については、借入金を含む手元資金を充当する予定ですが、資金繰りの状況等を踏まえて、本第三者割当増資の手取金をA種類株式の取得資金の一部に充当することがあります。この場合、A種類株式の取得資金に充当予定であった手元資金を上記設備投資等に充当します。

## 4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、本第三者割当増資により、2026年6月29日に予定しているA種類株式の金銭償還後においても健全な財務基盤を維持した上で、本第三者割当増資により調達する資金を、成長分野における設備投資等に充当することで、当社グループの中長期的な企業価値向上を目指します。

このように、当社は、本第三者割当増資の実行がより一層の企業価値向上に寄与するものと考えており、上記資金使途は当社にとって合理性があるものと判断しております。

## 5. 発行条件等の合理性

### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、当社にとって最も有利な条件での資金調達の実現に向けて、当社の置かれた経営環境及び財務状況、本種類株式の優先配当率、本種類株主が負担することとなるクレジット・コスト等の諸条件、第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計（住所：東京都千代田区紀尾井町4番1号、代表者：山本顕三）（以下「赤坂国際会計」といいます。）による価値算定結果等を考慮の上、割当予定先との間で本投資契約の契約内容を含む本第三者割当増資に係る条件に関する交渉を重ねた結果、C種類株式及びD種類株式のいずれについても払込金額を1株当たり1,000,000円と決定いたしました。

当社としては、上記の交渉経緯及び当社の置かれた状況等に加えて、C種類株式及びD種類株式の商品性を踏まえれば割当予定先も本第三者割当増資を通じて相当のリスクを負担すること等を総合的に勘案すれば、かかる払込金額には合理性が認められると考えております。

もっとも、種類株式の価値評価に関しては様々な考え方があり得ることから、当社は、当社か

ら独立した第三者評価機関である赤坂国際会計に対してC種種類株式及びD種種類株式の価値算定を依頼し、価値算定書（以下「本価値算定書」といいます。）を取得しております。赤坂国際会計は、C種種類株式及びD種種類株式に付された諸条件と一定の前提（当社普通株式の株価、ボラティリティ、予定配当額、無リスク利子率、リスクプレミアム、取得条項、取得請求権等）を踏まえた、当社の行動に関する一定の仮定（金銭を対価とする取得条項の発動等）及び割当予定先の行動に関する一定の仮定（本種類株式に関する金銭を対価とする取得請求権の行使等）を参考に、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて、C種種類株式及びD種種類株式のそれぞれについて公正価値を算定しております。本価値算定書においては、C種種類株式の価格は1株当たり約887,000円～1,012,000円、D種種類株式の価格は1株当たり約953,000円～1,062,000円とされております。

当社としては、上記のとおり、C種種類株式及びD種種類株式のいずれの払込金額についても合理性が認められると考えており、また、C種種類株式及びD種種類株式のいずれについても、上記の交渉経緯及び当社の置かれた状況等に加えて、赤坂国際会計による本価値算定書における上記評価結果等を踏まえても、会社法上、その払込金額（1株当たり1,000,000円）が割当予定先に特に有利な金額とまではいえないとの判断も合理的に可能と考えられるものの、非上場株式であるC種種類株式及びD種種類株式には客観的な市場価格がなく、その価値評価に関しては様々な考え方があり得ることから、その払込金額（1株当たり1,000,000円）が割当予定先に特に有利な金額であるとされる可能性も完全には否定できないため、念のため、本株主総会での会社法第199条第2項に基づく有利発行に係る株主総会の特別決議による承認を得ることを条件として発行することといたしました。

## （2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社は、本種類株式（C種種類株式6,000株及びD種種類株式3,000株）を発行することにより、総額9,000,000,000円を調達いたしますが、上述した本種類株式の発行の目的及び資金使途に照らしますと、本種類株式の発行数量も合理的であると判断しております。

なお、本種類株式については、株主総会における議決権はありません。また、C種種類株式には普通株式を対価とする取得請求権は付されておられません。

他方、D種種類株式には普通株式を対価とする取得請求権が付されております。D種種類株式の全部について普通株式を対価とする取得請求権が行使されたと仮定すると、（D種累積未払配当金相当額及びD種日割未払優先配当金額がいずれも存在しない前提で）議決権数21,489個の普通株式が交付されることとなり、2025年9月末日現在の株主名簿に基づく当社の発行済普通株式に係る議決権総数（223,151個）に、2025年10月1日以降においてB種種類株式に付されている普通株式を対価とする取得請求権の行使（合計1,636株）に伴い交付された普通株式（合計2,257,596株）に係る議決権数（22,575個）を加えた議決権数（245,726個）に対する割合は約8.75%となります。なお、D種種類株式に係る剰余金の配当が行われず未払配当金額が累積した場合、上記取得請求権の行使により転換される当社普通株式にかかる議決権の数はさらに増加します。

このように、D種種類株式の取得請求権の行使により当社の普通株式が交付された場合には、当社の普通株式の希薄化が生じることとなります。

しかしながら、①本種類株式による資金調達（総額9,000,000,000円）のうち6,000,000,000円は潜在的な普通株式の希薄化懸念のないC種種類株式により実施しており、D種種類株式による資金調達は3,000,000,000円と資金調達全体の3分の1に抑えられている点、②D種種類株式には、金銭対価の取得条項が付されているため、発行後1年が経過した後は、当社の判断で金銭償還することが可能であり、これにより普通株式を対価とする取得請求権の行使による普通株式の希薄化の発生を抑制することが可能な設計がなされている点（なお、全部の取得だけでなく一部の取得も可能な設計となっております。）、③本第三者割当増資に伴い、配当負担や金銭償還の金額負担を低減できるほか、A種種類株式に付された普通株式を対価とする取得請求権の行使に伴う普通株式の希薄化懸念（※）を解消できるため、全体として見れば普通株式の希薄化率は低下していると評価できる点、④D種種類株式の普通株式を対価とする取得請求権の行使は、当初1年間は行使ができず、さらに、本投資契約において、JIS3号ファンドが当社のB種種類株式の一切を保有しなくなった場合を除き、2029年6月29日を経過した場合にのみ行使を可能とする旨が合意されており、本第三者割当増資実施後に短期間で希薄化が顕在することがないように設計されている点等、D種種類株式の希薄化によって既存株主の皆様が生じ得る影響をより少なく

するための方策を講じております。加えて本第三者割当増資により、2026年6月29日に予定しているA種種類株式の金銭償還後においても健全な財務基盤を維持した上で、成長分野における設備投資等のための成長資金を確実に調達することが可能となることから、当社グループの中長期的な企業価値向上に寄与するものであり、ひいては株主価値の向上に資するものであると考えられます。

以上を踏まえれば、当社としては、本種類株式の発行により生じ得る希薄化の規模は合理的であると判断しております。

(※) A種種類株式(10,000株)の全部について、現在の取得価額(1,289.10円)で2026年7月1日に普通株式を対価とする取得請求権が行使されたと仮定した場合、(A種累積未払配当金相当額(当社定款において定義します。))及びA種日割未払優先配当金額(A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額をいいます。))がいずれも存在しない前提で普通株式8,533,085株(議決権数:85,330個(本文記載の議決権総数に対する割合34.73%))が交付されることとなります。

## 6. 割当予定先の選定理由等

### (1) 割当予定先の概要

(1) 名 称	株式会社日本政策投資銀行		
(2) 所 在 地	東京都千代田区大手町一丁目9番6号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 地下 誠二		
(4) 事 業 内 容	金融保険業		
(5) 資 本 金	1,000,424百万円		
(6) 設 立 年 月 日	2008年10月1日		
(7) 発 行 済 株 式 数	43,632,360株(2025年12月末)		
(8) 決 算 期	3月期		
(9) 従 業 員 数	1,955名(2025年9月末)(連結)		
(10) 主 要 取 引 先	—		
(11) 主 要 取 引 銀 行	—		
(12) 大株主及び持株比率	財務大臣		100.00%
(13) 当 社 と の 関 係	資 本 関 係	該当事項はありません。	
	人 的 関 係	該当事項はありません。	
	取 引 関 係	当社と当該割当予定先との間で銀行借入の金融取引があります。	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	
(14) 当該会社の最近3年間の連結経営成績及び連結財政状態	(単位:百万円。特記しているものを除く。)		
決 算 期	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
連 結 純 資 産	3,963,784	4,108,846	4,161,963
連 結 総 資 産	21,482,420	21,698,605	21,549,329
1株当たり連結純資産(円)	68,285.56	69,826.09	70,999.17
連 結 経 常 収 益	374,584	410,882	392,086
連 結 経 常 利 益	135,387	147,844	113,380
親会社株主に帰属する当期純利益	92,775	103,205	83,752
1株当たり連結当期純利益(円)	1,889.44	2,229.02	1,736.13
1株当たり配当金(円)	419	490	370

※ 割当予定先は、会社の沿革、役員等について有価証券報告書等において公表しております。当社は、このような割当予定先の開示情報及び当社と割当予定先との従来からの取引関係等当社の認識している情報も踏まえ、割当予定先及び割当予定先の役員又は主要株主が反社会的勢力とは一切関係がないと判断しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)に提出しております。

### (2) 割当予定先を選定した理由

割当予定先である株式会社日本政策投資銀行は当社の主要取引金融機関であり、当社を取り巻く経営環境、経営状況及び当社の資本政策の考え方を十分にご理解いただいたこと等を総合的に

勘案の上、株式会社日本政策投資銀行を割当予定先に選定いたしました。

なお、当社は、本投資契約において、割当予定先との間で、当社に対する出資のほか一定の事項について合意しているところ、その概要は以下のとおりであります。

#### ア 契約の概要

##### (ア) 当社の遵守事項

当社は、本投資契約の締結日以降、割当予定先が本種類株式若しくはD種種類株式に係る普通株式を対価とする取得請求権に基づき取得した当社の普通株式又は本種類株式に係る金銭対価の取得請求権若しくは取得条項に基づく当社に対する金銭債権を保有している期間中、以下の各行為を行う場合には、割当予定先の事前の書面による承諾（ただし、割当予定先は、当社の判断を最大限尊重し、かかる承諾を不合理に拒絶、留保又は遅延してはならない。）を得なければならない。

- (1) 会社法又は定款上、当社の株主総会における特別決議が必要とされている事項
- (2) 本日現在行っている事業の全部若しくは重要な一部の中止若しくは廃止、重要な不動産の譲渡若しくは譲受け、事業全部の賃貸、事業全部の経営の委任、子会社若しくは関連会社に係る株式の取得若しくは売却（子会社又は関連会社の範囲の変更を伴うものに限る。）、又は重要な知的所有権若しくはライセンスの売却、処分若しくは放棄
- (3) 定款の変更（ただし、本定款変更及び法令等の改正に伴う形式的な変更を除く。）
- (4) 取締役会規程又は株式取扱規程の重要な変更
- (5) 合併、会社分割、事業の譲渡、事業の譲受け、株式交換、株式移転、株式交付、組織変更その他の組織再編行為に関する一切の行為
- (6) 解散
- (7) 倒産手続開始の申出又は申立て
- (8) 割当予定先以外の第三者に対する株式等の発行又は株式等を取得できる権利の付与
- (9) 株式の分割、株式の併合又は株式無償割当て
- (10) 自己株式又は自己新株予約権の取得、処分（ただし、会社法第192条第1項に基づく単元未満株式買取請求に係る当社による自己株式の取得及び会社法第194条第3項に基づく単元未満株式売渡請求に係る当社による自己株式の処分を除く。）又は消却（取得条項付株式の取得条項に基づく取得を含む。ただし、(i) A種種類株式及び本種類株式の取得条項又は(ii) A種種類株式、B種種類株式及び本種類株式の取得請求権の行使に基づく取得並びに(iii) 当該方法により取得した株式の消却を除く。）
- (11) 新株予約権（もしあれば）の内容の変更
- (12) 単元株式数の変更
- (13) 当社の普通株式又はB種種類株式を保有する株主に対する剰余金の配当（ただし、当社の各事業年度末日時点の分配可能額から、当該事業年度の翌事業年度中に見込まれる剰余金の配当額（普通株式に係る配当に限らず、B種種類株式及び本種類株式を含む種類株式に係る配当を含み、また、未払配当を含む。）その他の会社法第461条第1項各号に定める行為に係る金額の合計額を除いた金額が、当該事業年度末日を取得日として当該時点における種類株式の全部について取得条項に基づき取得したと仮定した場合における金額以上になる場合は、除く。）
- (14) 資本金又は準備金の額の減少（ただし、本資本金等の額の減少を除く。）
- (15) 会社法第450条に定める資本金の額の増加
- (16) 会社法第451条に定める準備金の額の増加
- (17) 第三者への新たな貸付（ただし、当社、子会社若しくは関連会社の役員若しくは従業員又は子会社若しくは関連会社に対するものを除く。）又は出資
- (18) 有利子負債自己資本比率（有利子負債の額を自己資本の額で除した上、100を乗じた比率とする。）が150%を超えることとなる第三者からの借入又は既存の借入等に係る条件の変更若しくは既存の借入の期限前返済（ただし、(i) 子

会社若しくは関連会社からの借入、若しくは当該借入に係る期限前返済、(ii) 既存の借入の借換え若しくは当該借換えに伴う条件の変更若しくは期限前返済、(iii) 本投資契約において定めるコミットメントラインに基づく借入若しくは当該借入に係る期限前返済又は(iv) 本投資契約において定めるシンジケートローンに基づく借入に係る期限前返済を除く。)

- (19) 債務保証又は債務引受けによる債務負担行為(ただし、子会社及び関連会社に対するものを除く。)
- (20) 当社又は第三者の負担する債務を被担保債務として行う担保提供行為(ただし、担保権の設定された資産を新たに取得する場合(合併、会社分割又は事業譲渡に伴い既に担保権が設定された資産を取得する場合を含む。)、及び資産取得を目的とする借入金(その借換えに係る借入金を含む。))につき当該取得資産を提供する場合を除く。)
- (21) 新たなスワップ取引、オプション取引その他のデリバティブ取引(ただし、実需に基づくもので、かつ、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準委員会企業会計基準第10号)におけるヘッジ会計の要件に該当するものを除く。)
- (22) JIS3号ファンドとの間で締結している2023年10月10日付投資契約の変更
- (23) 事業計画の策定及び重要な変更

#### (イ) 払込義務の前提条件

以下の事項等が、割当予定先による本種類株式に係る払込義務の履行の前提条件となっております。

- (1) 本投資契約における当社の表明保証が重要な点で真実かつ正確であり、その真実性又は正確性を疑わせる事情が存在しないこと
- (2) 本投資契約において当社が負う義務に重要な点で違反が存在しないこと
- (3) 本定款変更(1)の効力が発生し、維持されていること
- (4) 2026年6月30日までに本定款変更(2)の効力が発生することが確実と見込まれること
- (5) 2026年6月30日までにA種類株式の取得及び消却の効力が発生することが確実と見込まれること
- (6) 本定款変更、本種類株式の発行及び割当予定先に対する本種類株式の割当て、並びにA種類株式の取得及び消却等に必要な当社側の手続が完了し、取消し等されていないこと
- (7) 本資本金等の額の減少のために必要な手続が完了し、取消し等されていないこと
- (8) 割当予定先による本種類株式の取得に当たり、払込期日までに当社が取得すべき許認可等(もしあれば)が全て適法かつ有効に取得され、維持されていること
- (9) 当社の経営、財政状態、信用状況等に重大な悪影響を及ぼす事態が発生していないこと
- (10) 本投資契約において企図する取引に重大な悪影響を与えると認められる国内外の金融、為替、政治若しくは経済上の変動が生じておらず、金融庁若しくは金融商品取引所によって当社の有価証券の取引が停止若しくは重要な制限に服していないこと

#### イ 合意の目的

当社は、上記ア(ア)記載の合意を含む本投資契約書は、本第三者割当増資による割当予定先からの資金調達を実現する目的で締結したものであり、当該合意は、割当予定先が当社へ資金提供する前提として必要と考える当社へのモニタリングを可能とするものです。

#### ウ 合意が当社のガバナンスに及ぼす影響

割当予定先は、本件と類似した種類株式による上場会社への投資実績があり、また、当社の主要取引金融機関として、当社を取り巻く経営環境、経営状況及び当社の資本政策の考え方を十分にご理解いただいていることから、当社の中長期的な企業価値を向上させるパート

ナーとして最適であると判断しております。上記ア（ア）記載の合意は、経営に対する一定の制約となりうるものの、割当予定先は、当社の判断を最大限尊重し、事前承諾を不合理に拒絶、留保又は遅延してはならないとされていることから、当社の企業統治に及ぼす影響は軽微であると判断しております。

(3) 割当予定先の保有方針

当社は、割当予定先は本種類株式の取得を中期投資として取り組む意向であり、本種類株式取得後は、本種類株式の発行要項等の定めに従い本種類株式を保有する方針と理解しております。

また、本種類株式には譲渡制限が付されており、本種類株式の全部又は一部を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならないものとされております。

また、当社は割当予定先が払込期日から2年間において、割当株式であるD種類株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等の内容を直ちに書面にて当社へ報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、割当予定先から払込期日までに確約書を得る予定であります。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先が2026年3月期に関東財務局長宛てに提出している半期報告書に記載の貸借対照表の2025年9月末日時点の現金預け金の金額を確認しており、割当予定先が本種類株式の払込みに要する資金を保有していることを確認しております。割当予定先からは、払込期日までに払込みに要する資金の準備が完了できる旨の報告を得ており、払込期日までに割当予定株式を引き受けるのに十分な資金を確保できるものと判断しております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

C種類株式

本第三者割当増資前	本第三者割当増資後
該当なし	株式会社日本政策投資銀行 100%

D種類株式

本第三者割当増資前	本第三者割当増資後
該当なし	株式会社日本政策投資銀行 100%

普通株式

本第三者割当増資前 (2025年9月30日現在)	本第三者割当増資後
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) 10.57%	同左
KOREA SECURITIES DEPOSITORY-SAMSUNG (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店) 7.40%	
INTERACTIVE BROKERS LLC (常任代理人 インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社) 4.25%	
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレーM UFG証券株式会社) 3.49%	
BBH CO FOR ARCUS JAPAN VALUE FUND (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行) 2.69%	
みずほ証券株式会社 2.46%	
株式会社三菱UFJ銀行 2.34%	

日本生命保険相互会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	2.29%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	2.20%
株式会社SBI証券	1.85%

※1 上表における持株比率は、2025年9月30日現在の株主名簿に基づき、小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。なお、上表には自己株式は含まれておりませんが、同日時点で当社が所有している自己株式が41,000株あります。

※2 本種類株式並びにA種類株式及びB種類株式に付された普通株式を対価とする取得請求権の行使により交付される普通株式数(潜在株式数)につきましては、現時点において合理的に見積もることが困難なことから、本第三者割当増資後の普通株式の大株主及び持株比率の算出にあたっては計算に含めておりません。

#### A種類株式

本第三者割当増資前	本第三者割当増資後
ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第参号投資事業有限責任組合 100%	同左

※ 当社は、「IV. A種類株式の取得及び消却について」に記載のとおり、2026年6月29日に、当社定款第5条の2第7項(金銭を対価とする取得条項)の規定に基づきA種類株式の全部の取得を予定しております。

#### B種類株式

本第三者割当増資前	本第三者割当増資後
ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第参号投資事業有限責任組合 100%	同左

#### 8. 今後の見通し

本第三者割当増資によって調達する資金は、成長分野における成長投資に充当する予定ですが、当社の業績に与える影響は軽微です。

#### 9. 企業行動規範上の手続き

本第三者割当増資は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

#### 10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

##### (1) 最近3年間の業績(連結)

	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
売上高	161,881百万円	150,740百万円	122,684百万円
営業利益	12,939百万円	9,422百万円	3,740百万円
経常利益	10,994百万円	7,913百万円	1,568百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	2,273百万円	△21,291百万円	37百万円
1株当たり当期純利益金額	112.09円	△1,029.15円	1.75円

	普通株式 — A 種種類株式 — B 種種類株式 —	普通株式 — A 種種類株式 14,426.20 円 B 種種類株式 —	普通株式 — A 種種類株式 55,000.00 円 B 種種類株式 —
1 株 当 たり 配 当 金			
1 株 当 たり 純 資 産	2,478.43 円	1,776.97 円	1,902.11 円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (2025 年 12 月 31 日現在)

	株 式 数	発行済株式数に対する比 率
発 行 済 株 式 数	普通株式 24,698,450 株 A 種種類株式 10,000 株 B 種種類株式 3,001 株	普通株式 100.00% A 種種類株式 — (※1) B 種種類株式 — (※1)
現時点の転換価額 (行使価額) に おける潜在株式数	A 種種類株式 8,738,176 株 B 種種類株式 3,294,092 株	A 種種類株式 35.38% B 種種類株式 13.34%
下限値の転換価額 (行使価額) に おける潜在株式数	A 種種類株式 11,795,166 株 B 種種類株式 4,446,507 株	A 種種類株式 47.76% B 種種類株式 18.00%
上限値の転換価額 (行使価額) に おける潜在株式数	A 種種類株式 — (※2) B 種種類株式 2,394,234 株	A 種種類株式 — (※2) B 種種類株式 9.69%

※1 A 種種類株式及び B 種種類株式は議決権を有しないため、発行済株式数に対する比率は記載しておりません。

※2 A 種種類株式には転換価額 (取得価額) の上限に係る定めはありません。

※3 下記「IV. A 種種類株式の取得及び消却について」に記載のとおり、2026 年 6 月 29 日に、当社定款第 5 条の 2 第 7 項 (金銭を対価とする取得条項) の規定に基づき、A 種種類株式の全てを取得及び消却する予定です。

(3) 最近の株価の状況

① 最近 3 年間の状況

	2023 年 3 月期	2024 年 3 月期	2025 年 3 月期
始 値	1,880 円	2,121 円	1,459 円
高 値	2,354 円	2,170 円	1,735 円
安 値	1,494 円	1,196 円	818 円
終 値	2,102 円	1,457 円	901 円

② 最近 6 か月間の状況

	2025 年 10 月	11 月	12 月	2026 年 1 月	2 月	3 月
始 値	1,595 円	1,570 円	1,518 円	1,473 円	1,487 円	1,808 円
高 値	1,671 円	1,612 円	1,632 円	1,619 円	1,889 円	1,883 円
安 値	1,428 円	1,145 円	1,303 円	1,431 円	1,420 円	1,375 円
終 値	1,561 円	1,471 円	1,450 円	1,491 円	1,888 円	1,470 円

(注) 2026 年 3 月の株価については、2026 年 3 月 26 日現在で表示しております。

③ 発行決議日の直前営業日における株価

2026年3月26日	
始 値	1,470 円
高 値	1,477 円
安 値	1,442 円
終 値	1,470 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 第三者割当による普通株式の発行

払 込 期 日	2023年11月14日
調 達 資 金 の 額	2,374,148,000 円 (差引手取概算額)
発 行 価 額	1株につき1,480 円
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	20,314,833 株
当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数	普通株式 1,625,100 株
募 集 後 に お け る 発 行 済 株 式 総 数	21,939,933 株
割 当 先	三瑩電子工業株式会社
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	導電性高分子ハイブリッドアルミ電解コンデンサ事業の設備投資
発 行 集 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	2,374,148,000 円を2023年12月～2026年3月に支出予定
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	全額を2026年3月までに充当しております。

② 第三者割当によるA種種類株式及びB種種類株式の発行

払 込 期 日	2023年12月27日
調 達 資 金 の 額	14,810,000,000 円 (差引手取概算額)
発 行 価 額	1株につき1,000,000 円
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	普通株式 21,939,933 株
当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数	A種種類株式 10,000 株 B種種類株式 5,000 株
募 集 後 に お け る 発 行 済 株 式 総 数	普通株式 21,939,933 株 A種種類株式 10,000 株 B種種類株式 5,000 株
割 当 先	ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第参号投資事業有限責任組合
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	①導電性高分子ハイブリッドアルミ電解コンデンサ事業の設備投資 ②工場のスマートファクトリー化のための設備投資 ③研究開発関連投資
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	①導電性高分子ハイブリッドアルミ電解コンデンサ事業の設備投資 7,899,000,000 円を2023年4月～2026年3月に支出予定 ②工場のスマートファクトリー化のための設備投資 4,443,000,000 円を2023年4月～2026年3月に支出予定 ③研究開発関連投資 2,468,000,000 円を2023年4月～2026年3月に支出予定
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	① 導電性高分子ハイブリッドアルミ電解コンデンサ事業の設備投資 全額を2026年3月までに充当しております。 ② 工場のスマートファクトリー化のための設備投資

	全額を2026年3月までに充当しております。 ③ 研究開発関連投資 全額を2026年3月までに充当しております。
--	--

11. 発行要項

別紙 I-1 「C 種種類株式発行要項」及び別紙 I-2 「D 種種類株式発行要項」をご参照ください。

## II. 本定款変更について

### 1. 本定款変更の目的

本定款変更（1）は、C種種類株式及びD種種類株式の発行を可能とするために、新たな種類の株式としてC種種類株式及びD種種類株式を追加するとともに、C種種類株式及びD種種類株式に関する規定を新設するものです。なお、本定款変更（1）については、本株主総会において本第三者割当増資に係る議案の承認が得られることを条件とします。

本定款変更（2）は、2026年6月29日に予定しているA種種類株式の取得及び消却に伴い、2026年6月30日を効力発生日として、A種種類株式に関する規定を削除するものです。なお、本定款変更（2）については、本定款変更（1）の効力発生及びA種種類株式の取得及び消却が完了していることを条件とします。

### 2. 本定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙Ⅱ-1「本定款変更（1）の内容」及び別紙Ⅱ-2「本定款変更（2）の内容」のとおりです。

### 3. 本定款変更の日程

(1) 取締役会決議	2026年3月27日
(2) 本株主総会等の決議	2026年6月26日（予定）
(3) 本定款変更（1）の効力発生日	2026年6月26日（予定）
(4) 本定款変更（2）の効力発生日	2026年6月30日（予定）

### Ⅲ. 本資本金等の額の減少について

#### 1. 本資本金等の額の減少の目的

今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、本種類株式の発行と併せて本資本金等の額の減少を行い、分配可能額を構成するその他資本剰余金へ振り替えることといたしました。

なお、本資本金等の額の減少については、本第三者割当増資の払込みがなされることを条件とします。

#### 2. 本資本金等の額の減少の内容

会社法第447条第1項及び第3項並びに第448条第1項及び第3項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少を行い、それぞれの減少額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

##### (1) 減少する資本金の額

本第三者割当増資後の資本金の額 9,952,574,000 円を 4,500,000,000 円減少して、5,452,574,000 円とする。

##### (2) 減少する準備金の項目及びその額

資本準備金 本第三者割当増資後の資本準備金の額 5,022,000,200 円を 4,500,000,000 円減少して、522,000,200 円とする。

##### (3) 増加する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 9,000,000,000 円

#### 3. 本資本金等の額の減少の日程

- |                 |                |
|-----------------|----------------|
| (1) 取締役会決議日     | 2026年3月27日     |
| (2) 債権者異議申述公告   | 2026年4月7日(予定)  |
| (3) 債権者異議申述最終期日 | 2026年5月7日(予定)  |
| (4) 効力発生日       | 2026年6月29日(予定) |

#### 4. 今後の見通し

本資本金等の額の減少は、「純資産の部」における勘定の振替処理であり、当社の損益及び純資産額の変動は無く、業績に与える影響はありません。

#### IV. A 種種類株式の取得及び消却について

##### 1. 取得及び消却の理由

上記「I. 2. (1) 本第三者割当増資に至る経緯」に記載のとおりです。

##### 2. A 種種類株式の取得の内容

(1) 取得株式数 10,000 株

(2) 株式の取得対価の内容 金銭

(3) 1 株当たりの償還価額 1,103,493.2 円

※上記の償還価額は、A 種種類株式の 1 株あたり払込金額相当額(1,000,000 円)に償還係数 1.085 を乗じた額に、2026 年 6 月 29 日時点における日割未払優先配当金額を加算した額です。

(4) 償還価額の総額 11,034,932,000 円

(5) 取得先 ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第参号投資事業有限責任組合

(6) 取得予定日 2026 年 6 月 29 日

なお、A 種種類株式の取得については、本第三者割当増資の払込みがなされることを条件とします。

##### 3. A 種種類株式の消却の内容

(1) 消却する株式数 10,000 株

(2) 消却の効力発生日 2026 年 6 月 29 日

なお、A 種種類株式の消却については、上記「2. A 種種類株式の取得の内容」により A 種種類株式を当社が取得することを条件とします。

以上

## C 種種類株式発行要項

1. 株式の名称  
日本ケミコン株式会社C種種類株式（以下、「C種種類株式」という。）
2. 募集株式の数  
6,000株
3. 募集株式の払込金額  
1株につき1,000,000円
4. 増加する資本金及び資本準備金  
資本金 3,000,000,000円（1株につき、500,000円）  
資本準備金 3,000,000,000円（1株につき、500,000円）
5. 払込金額の総額  
6,000,000,000円
6. 払込期日  
2026年6月29日
7. 発行方法  
第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てる。  
株式会社日本政策投資銀行 6,000株
8. 剰余金の配当
  - (1) C種優先配当金  
日本ケミコン株式会社（以下、「当会社」という。）は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日（以下、「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録されたC種種類株式を有する株主（以下、「C種種類株主」という。）又はC種種類株式の登録株式質権者（C種種類株主と併せて以下、「C種種類株主等」という。）に対し、下記16.(1)に定める支払順位に従い、C種種類株式1株につき、下記(2)に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当によりC種種類株式1株当たりを支払われる金銭を、以下、「C種優先配当金」という。）を行う。但し、配当基準日から当該配当基準日に係る剰余金の配当が行われる日までの間に、当会社がC種種類株式を取得した場合、当該C種種類株式については当該配当基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。なお、C種優先配当金に、各C種種類株主等が権利を有するC種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。
  - (2) C種優先配当金の金額  
1,000,000円（以下、「払込金額相当額」という。）及び前事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当後のC種累積未払配当金相当額（下記(4)に定める。）（もしあれば）の合計額に、以下の年率を乗じて算出した額の金銭について、当該配当基準日の属する事業年度の初日（但し、当該配当基準日がC種種類株式の発行日と同一の事業年度に属する場合は、C種種類株式の発行日）（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算を行うものとする（除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）。但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてC種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、当該配当基準日に係るC種優先配当金の額は、その各配当におけるC種優先配当金の合計額を控除した金額とする。
    - ① C種種類株式の発行日（同日を含む。）から同日の3年後の応当日（同日を含む。）までの期間：6.5%
    - ② C種種類株式の発行日の3年後の応当日の翌日（同日を含む。）以降の期間：8.5%
  - (3) 非参加条項  
当会社は、C種種類株主等に対しては、C種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わな

い。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第 758 条第 8 号ロ若しくは同法第 760 条第 7 号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第 763 条第 1 項第 12 号ロ若しくは同法第 765 条第 1 項第 8 号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(4) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日として C 種種類株主等に対して行われた 1 株当たりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度に係る C 種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、上記(2)に従い計算される C 種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、上記(2)但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度以降の事業年度に累積する。本(4)に従い累積する金額（以下、「C 種累積未払配当金相当額」という。）については、下記 16. (1) に定める支払順位に従い、C 種種類株主等に対して配当する。なお、かかる配当を行う C 種累積未払配当金相当額に、各 C 種種類株主等が権利を有する C 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

9. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、C 種種類株主等に対し、下記 16. (2) に定める支払順位に従い、C 種種類株式 1 株につき、払込金額相当額に、C 種累積未払配当金相当額及び下記(3)に定める日割未払優先配当金額を加えた額（以下、「C 種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。なお、C 種残余財産分配額に、各 C 種種類株主等が権利を有する C 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 非参加条項

C 種種類株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 日割未払優先配当金額

C 種種類株式 1 株当たりの日割未払優先配当金額は、残余財産の分配が行われる日（以下、「分配日」という。）の属する事業年度において、分配日を基準日として C 種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、上記 8. (2) に従い計算される C 種優先配当金相当額とする（以下、C 種種類株式 1 株当たりの日割未払優先配当金額を「日割未払優先配当金額」という。）。

10. 議決権

C 種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

11. 金銭を対価とする取得請求権

(1) 金銭対価取得請求権

C 種種類株主は、C 種種類株式の発行日以降いつでも、当社に対して、金銭の交付と引換えに、その有する C 種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下、「金銭対価取得請求」という。）ができるものとし、当社は、当該金銭対価取得請求に係る C 種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該金銭対価取得請求に係る C 種種類株式の数に、C 種種類株式 1 株当たりの払込金額相当額並びに C 種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、当該 C 種種類株主に対して交付するものとする。なお、本 11. においては、日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を「金銭対価取得請求の効力発生の日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価取得請求に係る C 種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に 1 円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(2) 金銭対価取得請求の効力発生

金銭対価取得請求の効力は、金銭対価取得請求に要する書類が当社に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

12. 金銭を対価とする取得条項

当社は、C 種種類株式の発行日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下、「金

銭対価償還日」という。)が到来することをもって、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、C種種類株式の全部又は一部を取得することができる(以下、「金銭対価償還」という。)ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るC種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るC種種類株式の数に、C種種類株式1株当たりの払込金額相当額並びにC種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、C種種類株主に対して交付するものとする。なお、本12.においては、日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を「金銭対価償還日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るC種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

C種種類株式の一部を取得するときは、按分比例その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって、C種種類株主から取得すべきC種種類株式を決定する。

13. 自己株式の取得に際しての売主追加請求権の排除

当社が株主総会の決議によってC種種類株主との合意により当該C種種類株主の有するC種種類株式の全部又は一部を取得する旨を決定する場合には、会社法第160条第2項及び第3項の規定を適用しないものとする。

14. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

- (1) 当社は、C種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。
- (2) 当社は、C種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (3) 当社は、C種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

15. 譲渡制限

譲渡によるC種種類株式の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

16. 優先順位

- (1) A種優先配当金(当社定款に定義する。)、A種累積未払配当金相当額(当社定款に定義する。)、普通株主等(当社定款に定義する。))及びB種種類株主等(当社定款に定義する。))に対する剰余金の配当、C種優先配当金、C種累積未払配当金相当額、D種優先配当金(D種種類株式に係る発行要項に定義する。))並びにD種累積未払配当金相当額(D種種類株式に係る発行要項に定義する。))の支払順位は、A種累積未払配当金相当額、C種累積未払配当金相当額及びD種累積未払配当金相当額が第1順位、A種優先配当金、C種優先配当金及びD種優先配当金が第2順位、普通株主等及びB種種類株主等に対する剰余金の配当が第3順位とする。
- (2) A種種類株式、B種種類株式、C種種類株式、D種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種種類株式、B種種類株式、C種種類株式及びD種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、普通株式に係る残余財産の分配を第2順位とする。
- (3) 当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

以 上

## D 種種類株式発行要項

1. 株式の名称  
日本ケミコン株式会社D種種類株式（以下、「D種種類株式」という。）
2. 募集株式の数  
3,000 株
3. 募集株式の払込金額  
1 株につき 1,000,000 円
4. 増加する資本金及び資本準備金  
資本金 1,500,000,000 円（1 株につき、500,000 円）  
資本準備金 1,500,000,000 円（1 株につき、500,000 円）
5. 払込金額の総額  
3,000,000,000 円
6. 払込期日  
2026 年 6 月 29 日
7. 発行方法  
第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てる。  
株式会社日本政策投資銀行 3,000 株
8. 剰余金の配当
  - (1) D種優先配当金  
日本ケミコン株式会社（以下、「当会社」という。）は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日（以下、「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録されたD種種類株式を有する株主（以下、「D種種類株主」という。）又はD種種類株式の登録株式質権者（D種種類株主と併せて以下、「D種種類株主等」という。）に対し、下記 17. (1) に定める支払順位に従い、D種種類株式 1 株につき、下記(2)に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当によりD種種類株式 1 株当たりを支払われる金銭を、以下、「D種優先配当金」という。）を行う。但し、配当基準日から当該配当基準日に係る剰余金の配当が行われる日までの間に、当会社がD種種類株式を取得した場合、当該D種種類株式については当該配当基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。なお、D種優先配当金に、各D種種類株主等が権利を有するD種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。
  - (2) D種優先配当金の金額  
1,000,000 円（以下、「払込金額相当額」という。）及び前事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当後のD種累積未払配当金相当額（下記(4)に定める。）（もしあれば）の合計額に、以下の年率を乗じて算出した額の金銭について、当該配当基準日の属する事業年度の初日（但し、当該配当基準日がD種種類株式の発行日と同一の事業年度に属する場合は、D種種類株式の発行日）（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1 年を 365 日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は 366 日）として日割計算を行うものとする（除算は最後に行い、円位未満小数第 2 位まで計算し、その小数第 2 位を四捨五入する。）。但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてD種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、当該配当基準日に係るD種優先配当金の額は、その各配当におけるD種優先配当金の合計額を控除した金額とする。
    - ① D種種類株式の発行日（同日を含む。）から同日の3年後の応当日（同日を含む。）までの期間：5.0%
    - ② D種種類株式の発行日の3年後の応当日の翌日（同日を含む。）以降の期間：7.0%
  - (3) 非参加条項  
当会社は、D種種類株主等に対しては、D種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第 758 条第 8 号ロ若しくは同法

第 760 条第 7 号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第 763 条第 1 項第 12 号ロ若しくは同法第 765 条第 1 項第 8 号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(4) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてD種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度に係るD種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、上記(2)に従い計算されるD種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、上記(2)但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度以降の事業年度に累積する。本(4)に従い累積する金額（以下、「D種累積未払配当金相当額」という。）については、下記 17. (1)に定める支払順位に従い、D種種類株主等に対して配当する。なお、かかる配当を行うD種累積未払配当金相当額に、各D種種類株主等が権利を有するD種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

9. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、D種種類株主等に対し、下記 17. (2)に定める支払順位に従い、D種種類株式1株につき、払込金額相当額に、D種累積未払配当金相当額及び下記(3)に定める日割未払優先配当金額を加えた額（以下、「D種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。なお、D種残余財産分配額に、各D種種類株主等が権利を有するD種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 非参加条項

D種種類株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 日割未払優先配当金額

D種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、残余財産の分配が行われる日（以下、「分配日」という。）の属する事業年度において、分配日を基準日としてD種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、上記 8. (2)に従い計算されるD種優先配当金相当額とする（以下、D種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額を「日割未払優先配当金額」という。）。

10. 議決権

D種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

11. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 普通株式対価取得請求権

D種種類株主は、D種種類株式の発行日の1年後の応当日の翌日以降いつでも、当社に対して、下記(2)に定める数の普通株式（以下、「請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有するD種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下、「普通株式対価取得請求」という。）ができるものとし、当社は、当該普通株式対価取得請求に係るD種種類株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該D種種類株主に対して交付するものとする。

(2) D種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

D種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るD種種類株式の数に、D種種類株式1株当たりの払込金額相当額並びにD種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額を、下記(3)及び(4)で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本 11. においては、日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を「普通株式対価取得請求の効力発生の日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るD種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第 167 条第 3 項に定める金銭の交付は行わない。

(3) 取得価額

1,396 円

(4) 取得価額の調整

(a) D種種類株式の発行日の翌日（同日を含む。）以降、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

- ① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

- ② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

- ③ 下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本(4)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換、会社分割若しくは株式交付により普通株式を交付する場合、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に株式報酬として当社の普通株式を交付する場合（株式報酬の給付を行うために信託会社へ当社の普通株式を交付する場合を含む。）を除く。）、次の算式（以下、「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下、「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。また、取得価額調整式における「発行済普通株式数」は、調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日（株主への割当てに係る基準日を定めた場合は株主割当日）における当社の発行済普通株式数に、当該調整後取得価額を適用する日より前に下記④若しくは⑤又は(b)①乃至③に基づき交付されたものとみなされる普通株式がある場合、当該普通株式のうち未だ交付されていない普通株式の数を加えた数とし、「当社が保有する普通株式の数」は、調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日（株主への割当てに係る基準日を定めた場合は株主割当日）における当社の保有する普通株式数とする。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{(\text{発行済普通株式数} - \text{当社が保有する普通株式の数}) + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}}{(\text{発行済普通株式数} - \text{当社が保有する普通株式の数}) + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

- ④ 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本⑤において同じ。）の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。但し、本⑤による取得価額の調整は、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。
- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当社はD種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。
- ① 合併、株式交換、株式交換若しくは株式交付による他の株式会社の発行済株式の全部若しくは一部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業

に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

- ② 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
  - ③ その他、発行済普通株式数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
  - (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日（但し、取得価額を調整すべき事由について株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日）に先立つ連続する20取引日の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（以下、「VWAP」という。）の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。  
「取引日」とは、東京証券取引所において当社普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPが発表されない日は含まないものとする。
  - (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。
- (5) 普通株式対価取得請求受付場所  
株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号  
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
  - (6) 普通株式対価取得請求の効力発生  
普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が上記(5)に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。
  - (7) 普通株式の交付方法  
当社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたD種種類株主に対して、当該D種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

## 12. 金銭を対価とする取得請求権

- (1) 金銭対価取得請求権  
D種種類株主は、D種種類株式の発行日以降いつでも、当社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するD種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下、「金銭対価取得請求」という。）ができるものとし、当社は、当該金銭対価取得請求に係るD種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該金銭対価取得請求に係るD種種類株式の数に、D種種類株式1株当たりの払込金額相当額並びにD種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、当該D種種類株主に対して交付するものとする。なお、本12.においては、日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を「金銭対価取得請求の効力発生日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価取得請求に係るD種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- (2) 金銭対価取得請求の効力発生  
金銭対価取得請求の効力は、金銭対価取得請求に要する書類が当社に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

## 13. 金銭を対価とする取得条項

当社は、D種種類株式の発行日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下、「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、D種種類株式の全部又は一部を取得することができる（以下、「金銭対価償還」という。）ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るD種種類株式を取得するのと引換えに、当

該金銭対価償還に係るD種種類株式の数に、D種種類株式1株当たりの払込金額相当額並びにD種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、D種種類株主に対して交付するものとする。なお、本13.においては、日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を「金銭対価償還日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るD種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

D種種類株式の一部を取得するときは、按分比例その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって、D種種類株主から取得すべきD種種類株式を決定する。

14. 自己株式の取得に際しての売主追加請求権の排除

当会社が株主総会の決議によってD種種類株主との合意により当該D種種類株主の有するD種種類株式の全部又は一部を取得する旨を決定する場合には、会社法第160条第2項及び第3項の規定を適用しないものとする。

15. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

- (1) 当社は、D種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。
- (2) 当社は、D種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (3) 当社は、D種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

16. 譲渡制限

譲渡によるD種種類株式の取得については、当会社の取締役会の承認を要する。

17. 優先順位

- (1) A種優先配当金（当会社定款に定義する。）、A種累積未払配当金相当額（当会社定款に定義する。）、普通株主等（当会社定款に定義する。）及びB種種類株主等（当会社定款に定義する。）に対する剰余金の配当、C種優先配当金（C種種類株式に係る発行要項に定義する。）、C種累積未払配当金相当額（C種種類株式に係る発行要項に定義する。）、D種優先配当金並びにD種累積未払配当金相当額の支払順位は、A種累積未払配当金相当額、C種累積未払配当金相当額及びD種累積未払配当金相当額が第1順位、A種優先配当金、C種優先配当金及びD種優先配当金が第2順位、普通株主等及びB種種類株主等に対する剰余金の配当が第3順位とする。
- (2) A種種類株式、B種種類株式、C種種類株式、D種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種種類株式、B種種類株式、C種種類株式及びD種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、普通株式に係る残余財産の分配を第2順位とする。
- (3) 当会社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

以 上

## 本定款変更（1）の内容

(下線部分は変更箇所であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株式	第2章 株式
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、5,500万株とし、当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。</p> <p>普通株式 5,500万株</p> <p>A種種類株式 10,000株</p> <p>B種種類株式 5,000株</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、5,500万株とし、当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。</p> <p>普通株式 5,500万株</p> <p>A種種類株式 10,000株</p> <p>B種種類株式 5,000株</p> <p><u>C種種類株式 6,000株</u></p> <p><u>D種種類株式 3,000株</u></p>
<p>(A種種類株式)</p> <p>第5条の2 1. 当社の発行するA種種類株式の内容は、次項から<u>第10項</u>までに定めるものとする。</p> <p>2. 剰余金の配当</p> <p>(1) A種優先配当金</p> <p>当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするとき、当該剰余金の配当の基準日(以下本条において配当基準日という。)の最終の株主名簿に記載または記録されたA種種類株式を有する株主(以下本条においてA種種類株主という。)またはA種種類株式の登録株式質権者(A種種類株主と併せて以下本条においてA種種類株主等という。)に対し、<u>本条第10項第1号</u>に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、次号に定める額の金銭による剰余金の配当(かかる配当によりA種種類株式1株当たりを支払われる金銭を、以下本条においてA種優先配当金という。)を行う。なお、A種優先配当金に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>(2)～(3) &lt;条文省略&gt;</p> <p>(4) 累積条項</p> <p>ある事業年度に属する日を基準日としてA種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当(当該事業年度より前の各</p>	<p>(A種種類株式)</p> <p>第5条の2 1. 当社の発行するA種種類株式の内容は、次項から<u>第9項</u>までに定めるものとする。</p> <p>2. 剰余金の配当</p> <p>(1) A種優先配当金</p> <p>当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするとき、当該剰余金の配当の基準日(以下本条において配当基準日という。)の最終の株主名簿に記載または記録されたA種種類株式を有する株主(以下本条においてA種種類株主という。)またはA種種類株式の登録株式質権者(A種種類株主と併せて以下本条においてA種種類株主等という。)に対し、<u>第5条の6第1項</u>に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、次号に定める額の金銭による剰余金の配当(かかる配当によりA種種類株式1株当たりを支払われる金銭を、以下本条においてA種優先配当金という。)を行う。なお、A種優先配当金に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>(2)～(3) &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(4) 累積条項</p> <p>ある事業年度に属する日を基準日としてA種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当(当該事業年度より前の各</p>

事業年度に係るA種優先配当金につき本号に従い累積したA種累積未払配当金相当額(以下に定義される。)の配当を除く。)の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額(当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、本項第2号に従い計算されるA種優先配当金の額をいう。ただし、かかる計算においては、本項第2号但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。)に達しないときは、その不足額は、当該事業年度(以下本号において不足事業年度という。)の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、不足事業年度に係る定時株主総会(以下本号において不足事業年度定時株主総会という。)の翌日(同日を含む。)から累積額がA種種類株主等に対して配当される日(同日を含む。)までの間、不足事業年度の翌事業年度以降の各事業年度において、当該事業年度が2026年3月末日以前に終了する事業年度の場合は年率5.5%の利率で、当該事業年度が2026年4月1日以降に開始する事業年度の場合は年率7.5%の利率で、1年毎(ただし、1年目は不足事業年度定時株主総会の翌日(同日を含む。)から不足事業年度の翌事業年度の末日(同日を含む。)までとする。)の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日(ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。本号に従い累積する金額(以下本条においてA種累積未払配当金相当額という。)については、本条第10項第1号に定める支払順位に従い、A種種類株主等に対して配当する。なお、かかる配当を行うA種累積未払配当金相当額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数

事業年度に係るA種優先配当金につき本号に従い累積したA種累積未払配当金相当額(以下に定義される。)の配当を除く。)の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額(当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、本項第2号に従い計算されるA種優先配当金の額をいう。ただし、かかる計算においては、本項第2号但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。)に達しないときは、その不足額は、当該事業年度(以下本号において不足事業年度という。)の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、不足事業年度に係る定時株主総会(以下本号において不足事業年度定時株主総会という。)の翌日(同日を含む。)から累積額がA種種類株主等に対して配当される日(同日を含む。)までの間、不足事業年度の翌事業年度以降の各事業年度において、当該事業年度が2026年3月末日以前に終了する事業年度の場合は年率5.5%の利率で、当該事業年度が2026年4月1日以降に開始する事業年度の場合は年率7.5%の利率で、1年毎(ただし、1年目は不足事業年度定時株主総会の翌日(同日を含む。)から不足事業年度の翌事業年度の末日(同日を含む。)までとする。)の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日(ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。本号に従い累積する金額(以下本条においてA種累積未払配当金相当額という。)については、第5条の6第1項に定める支払順位に従い、A種種類株主等に対して配当する。なお、かかる配当を行うA種累積未払配当金相当額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数

が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

### 3. 残余財産の分配

#### (1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、本条第10項第2号に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、払込金額相当額に、A種累積未払配当金相当額および本項第3号に定める日割未払優先配当金額を加えた額（以下本条においてA種残余財産分配額という。）の金銭を支払う。ただし、本号においては、残余財産の分配が行われる日（以下本条において分配日という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われなものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算する。なお、A種残余財産分配額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2)～(3) <条文省略>

4. ～9. <条文省略>

### 10. 優先順位

(1) A種優先配当金、A種累積未払配当金相当額ならびに普通株式を有する株主または普通株式の登録株式質権者（以下本条において普通株主等と総称する。）およびB種種類株式を有する株主またはB種種類株式の登録株式質権者（以下本条においてB種種類株主等と総称する。）に対する剰余金の配当の支払順位は、A種累積未払配当金相当額が第1順位、A種優先配当金が第2順位、普通株主等およびB種種類株主等に対する剰余金の配当が第3順位とする。

(2) A種種類株式、B種種類株式および普通株式に係る残余財

が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

### 3. 残余財産の分配

#### (1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、第5条の6第2項に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、払込金額相当額に、A種累積未払配当金相当額および本項第3号に定める日割未払優先配当金額を加えた額（以下本条においてA種残余財産分配額という。）の金銭を支払う。ただし、本号においては、残余財産の分配が行われる日（以下本条において分配日という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われなものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算する。なお、A種残余財産分配額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2)～(3) <現行どおり>

4. ～9. <現行どおり>

<削除>

<p>産の分配の支払順位は、A種種類株式およびB種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、普通株式に係る残余財産の分配を第2順位とする。</p> <p>(3) 当社が剰余金の配当または残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当または残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当または残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当または残余財産の分配を行う。</p>	
<p>(B種種類株式)</p> <p>第5条の3 1. 当社の発行するB種種類株式の内容は、次項から第9項までに定めるものとする。</p> <p>2. 剰余金の配当</p> <p>(1) B種配当金</p> <p>当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として普通株式を有する株主または普通株式の登録株式質権者（以下本条において普通株主等と総称する。）に対して剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日（以下本条において配当基準日という。）の最終の株主名簿に記載または記録されたB種種類株式を有する株主（以下本条においてB種種類株主という。）またはB種種類株式の登録株式質権者（B種種類株主と併せて以下本条においてB種種類株主等という。）に対し、<u>本条第9項第1号</u>に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、次号に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当によりB種種類株式1株当たりを支払われる金銭を、以下本条においてB種配当金という。）を行う。なお、B種配当金に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>(2) &lt;条文省略&gt;</p> <p>3. 残余財産の分配</p>	<p>(B種種類株式)</p> <p>第5条の3 1. 当社の発行するB種種類株式の内容は、次項から第8項までに定めるものとする。</p> <p>2. 剰余金の配当</p> <p>(1) B種配当金</p> <p>当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として普通株式を有する株主または普通株式の登録株式質権者（以下本条において普通株主等と総称する。）に対して剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日（以下本条において配当基準日という。）の最終の株主名簿に記載または記録されたB種種類株式を有する株主（以下本条においてB種種類株主という。）またはB種種類株式の登録株式質権者（B種種類株主と併せて以下本条においてB種種類株主等という。）に対し、<u>第5条の6第1項</u>に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、次号に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当によりB種種類株式1株当たりを支払われる金銭を、以下本条においてB種配当金という。）を行う。なお、B種配当金に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>(2) &lt;現行どおり&gt;</p> <p>3. 残余財産の分配</p>

<p>(1) 残余財産の分配 当社は、残余財産を分配するときは、B種種類株主等に対し、<u>本条第9項第2号に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、払込金額相当額の金銭を支払う。</u></p> <p>(2) &lt;条文省略&gt;</p> <p>4. ～8. &lt;条文省略&gt;</p> <p>9. <u>優先順位</u></p> <p>(1) <u>A種優先配当金(第5条の2に定義する。)、A種累積未払配当金相当額(第5条の2に定義する。)</u>ならびに普通株主等およびB種種類株主等に対する剰余金の配当の支払順位は、<u>A種累積未払配当金相当額が第1順位、A種優先配当金が第2順位、普通株主等およびB種種類株主等に対する剰余金の配当が第3順位とする。</u></p> <p>(2) <u>A種種類株式、B種種類株式および普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種種類株式およびB種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、普通株式に係る残余財産の分配を第2順位とする。</u></p> <p>(3) <u>当社が剰余金の配当または残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当または残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当または残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当または残余財産の分配を行う。</u></p>	<p>(1) 残余財産の分配 当社は、残余財産を分配するときは、B種種類株主等に対し、<u>第5条の6第2項に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、払込金額相当額の金銭を支払う。</u></p> <p>(2) &lt;現行どおり&gt;</p> <p>4. ～8. &lt;現行どおり&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p><u>(C種種類株式)</u> 第5条の4 1. 当社の発行するC種種類株式の内容は、<u>次項から第9項までに定めるものとする。</u></p> <p>2. 剰余金の配当 (1) <u>C種優先配当金</u> 当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、<u>当該剰余金の配当の基準日(以下本条において配当基準日という。)の最終の株主名簿に記載または記録されたC</u></p>

種種類株式を有する株主（以下本条においてC種種類株主という。）またはC種種類株式の登録株式質権者（C種種類株主と併せて以下本条においてC種種類株主等という。）に対し、第5条の6第1項に定める支払順位に従い、C種種類株式1株につき、次号に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当によりC種種類株式1株当たりを支払われる金銭を、以下本条においてC種優先配当金という。）を行う。ただし、配当基準日から当該配当基準日に係る剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がC種種類株式を取得した場合、当該C種種類株式については当該配当基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。なお、C種優先配当金に、各C種種類株主等が権利を有するC種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

**(2) C種優先配当金の金額**

1,000,000円（以下本条において払込金額相当額という。）および前事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当後のC種累積未払配当金相当額（本項第4号に定める。）（もしあれば）の合計額に、以下の年率を乗じて算出した額の金銭について、当該配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該配当基準日がC種種類株式の発行日と同一の事業年度に属する場合は、C種種類株式の発行日（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算を行うものとする（除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）。ただし、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてC種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、当該配当基準日に係るC種優先配当金の額は、その各配当におけるC種優先

	<p><u>配当金の合計額を控除した金額とする。</u></p> <p>①C種種類株式の発行日(同日を含む。)から同日の3年後の応当日(同日を含む。)までの期間:6.5%</p> <p>②C種種類株式の発行日の3年後の応当日の翌日(同日を含む。)以降の期間:8.5%</p> <p>(3) 非参加条項  <u>当社は、C種種類株主等に対しては、C種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロもしくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</u></p> <p>(4) 累積条項  <u>ある事業年度に属する日を基準日としてC種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度に係るC種優先配当金の額(当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、本項第2号に従い計算されるC種優先配当金の額をいう。ただし、かかる計算においては、本項第2号但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。)に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度以降の事業年度に累積する。本号に従い累積する金額(以下本条においてC種累積未払配当金相当額という。)については、第5条の6第1項に定める支払順位に従い、C種種類株主等に対して配当する。なお、かかる配当を行うC種累積未払配当金相当額に、各C種種類株主等が権利を有するC種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</u></p> <p>3. 残余財産の分配  (1) 残余財産の分配</p>
--	---

当社は、残余財産を分配するときは、C種種類株主等に対し、第5条の6第2項に定める支払順位に従い、C種種類株式1株につき、払込金額相当額に、C種累積未払配当金相当額および本項第3号に定める日割未払優先配当金額を加えた額（以下本条においてC種残余財産分配額という。）の金銭を支払う。なお、C種残余財産分配額に、各C種種類株主等が権利を有するC種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 非参加条項

C種種類株主等に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 日割未払優先配当金額

C種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、残余財産の分配が行われる日（以下本条において分配日という。）の属する事業年度において、分配日を基準日としてC種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、前項第2号に従い計算されるC種優先配当金相当額とする（以下本条においてC種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額という。）。

4. 議決権

C種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

5. 金銭対価とする取得請求権

(1) 金銭対価取得請求権

C種種類株主は、C種種類株式の発行日以降いつでも、当社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するC種種類株式の全部または一部を取得することを請求すること（以下本条において金銭対価取得請求という。）ができるものとし、当社は、当該金銭対価取得請求に係るC種種類株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、当該金銭対価取得請求に係るC種種類株式の数に、C種種類株式1株当たりの払込金額相当額ならびにC種累積未払配当金相当額およ

び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、当該C種種類株主に対して交付するものとする。なお、本項においては、日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を「金銭対価取得請求の効力発生日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価取得請求に係るC種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(2) 金銭対価取得請求の効力発生  
金銭対価取得請求の効力は、金銭対価取得請求に要する書類が当会社に到達したときまたは当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

6. 金銭を対価とする取得条項

当社は、C種種類株式の発行日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下本条において金銭対価償還日という。）が到来することをもって、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、C種種類株式の全部または一部を取得することができる（以下本条において金銭対価償還という。）ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るC種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るC種種類株式の数に、C種種類株式1株当たりの払込金額相当額ならびにC種累積未払配当金相当額および日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、C種種類株主に対して交付するものとする。なお、本項においては、日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を「金銭対価償還日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るC種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

C種種類株式の一部を取得するときは、按分比例その他当社の取締役会が定める合理的な方法

	<p>によって、C種種類株主から取得すべきC種種類株式を決定する。</p> <p>7. <u>自己株式の取得に際しての売主追加請求権の排除</u>  <u>当社が株主総会の決議によってC種種類株主との合意により当該C種種類株主の有するC種種類株式の全部または一部を取得する旨を決定する場合には、会社法第160条第2項および第3項の規定を適用しないものとする。</u></p> <p>8. <u>株式の併合または分割、募集株式の割当て等</u>  <u>(1) 当社は、C種種類株式について株式の分割または併合を行わない。</u>  <u>(2) 当社は、C種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</u>  <u>(3) 当社は、C種種類株主には、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。</u></p> <p>9. <u>譲渡制限</u>  <u>譲渡によるC種種類株式の取得については、当社の取締役会の承認を要する。</u></p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p>(D種種類株式)</p> <p>第5条の5 1. <u>当社の発行するD種種類株式の内容は、次項から第10項までに定めるものとする。</u></p> <p>2. <u>剰余金の配当</u>  <u>(1) D種優先配当金</u>  <u>当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするとき、当該剰余金の配当の基準日(以下本条において配当基準日という。)の最終の株主名簿に記載または記録されたD種種類株式を有する株主(以下本条においてD種種類株主という。)またはD種種類株式の登録株式質権者(D種種類株主と併せて以下本条においてD種種類株主等という。)に対し、第5条の6第1項に定める支払順位に従い、D種種類株式1株につき、次号に定める額の金銭による剰余金の配当(かかる配当によりD種種類株式1株当たりを支払われる金</u></p>

	<p> <u>銭を、以下本条においてD種優先配当金という。)を行う。ただし、配当基準日から当該配当基準日に係る剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がD種種類株式を取得した場合、当該D種種類株式については当該配当基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。なお、D種優先配当金に、各D種種類株主等が権利を有するD種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</u> </p> <p> <u>(2) D種優先配当金の金額</u>  <u>1,000,000円（以下本条において払込金額相当額という。）および前事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当後のD種累積未払配当金相当額（本項第4号に定める。）（もしあれば）の合計額に、以下の年率を乗じて算出した額の金銭について、当該配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該配当基準日がD種種類株式の発行日と同一の事業年度に属する場合は、D種種類株式の発行日）（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算を行うものとする（除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）。ただし、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてD種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、当該配当基準日に係るD種優先配当金の額は、その各配当におけるD種優先配当金の合計額を控除した金額とする。</u> </p> <p> <u>①D種種類株式の発行日（同日を含む。）から同日の3年後の応当日（同日を含む。）までの期間：5.0%</u> </p> <p> <u>②D種種類株式の発行日の3年後の応当日の翌日（同日を含む。）以降の期間：7.0%</u> </p> <p> <u>(3) 非参加条項</u>  <u>当社は、D種種類株主等に対し</u> </p>
--	---

ては、D種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロもしくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

#### (4) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてD種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度に係るD種優先配当金の額(当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、本項第2号に従い計算されるD種優先配当金の額をいう。ただし、かかる計算においては、本項第2号但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。)に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度以降の事業年度に累積する。本号に従い累積する金額(以下本条においてD種累積未払配当金相当額という。)については、第5条の6第1項に定める支払順位に従い、D種種類株主等に対して配当する。なお、かかる配当を行うD種累積未払配当金相当額に、各D種種類株主等が権利を有するD種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

### 3. 残余財産の分配

#### (1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、D種種類株主等に対し、第5条の6第2項に定める支払順位に従い、D種種類株式1株につき、払込金額相当額に、D種累積未払配当金相当額および本項第3号に定める日割未払優先配当金額を加えた額(以下本条においてD種残余財産分配額という。)の金銭を支払う。なお、D種残余財産分配額に、各D種種類株主等

が権利を有するD種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 非参加条項

D種種類株主等に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 日割未払優先配当金額

D種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、残余財産の分配が行われる日(以下本条において分配日という。)の属する事業年度において、分配日を基準日としてD種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、前項第2号に従い計算されるD種優先配当金相当額とする(以下本条においてD種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額を日割未払優先配当金額という。)

4. 議決権

D種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

5. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 普通株式対価取得請求権

D種種類株主は、D種種類株式の発行日の1年後の応当日の翌日以降いつでも、当会社に対して、次号に定める数の普通株式(以下本条において請求対象普通株式という。)の交付と引換えに、その有するD種種類株式の全部または一部を取得することを請求すること(以下本条において普通株式対価取得請求という。)ができるものとし、当会社は、当該普通株式対価取得請求に係るD種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該D種種類株主に対して交付するものとする。

(2) D種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

D種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るD種種類株式の数に、D種種類株式1株当たりの払込金額相当額ならびにD種累積未払配当金相当額および日割未払優先配当金額の合計

額を乗じて得られる額を、次号および本項第4号で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本項においては、日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を「普通株式対価取得請求の効力発生日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るD種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

(3) 取得価額

1,396円

(4) 取得価額の調整

(a) D種種類株式の発行日の翌日（同日を含む。）以降、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

①普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\frac{\text{調整後取得価額}}{\text{調整前取得価額}} = \frac{\text{調整前取得価額}}{\text{調整前取得価額}} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以

	<p>降これを適用する。</p> <p>②普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。</p> $\frac{\text{調整後取得価額}}{\text{調整前取得価額}} = \frac{\text{調整前取得価額}}{\text{調整前取得価額}} \times \frac{\frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}}{1}$ <p>調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。</p> <p>③本号（d）に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本号において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換、会社分割もしくは株式交付により普通株式を交付する場合、当社またはその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員または使用人に株式報酬として当社の普通株式を交付する場合（株式報酬の給付を行うために信託会社へ当社の普通株式を交付する場合を含む。）を除く。）、次の算式（以下本条において取得価額調整式という。）により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る</p>
--	---

基準日を定めた場合は当該基準日（以下本条において株主割当日という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。また、取得価額調整式における「発行済普通株式数」は、調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日（株主への割当てに係る基準日を定めた場合は株主割当日）における当社の発行済普通株式数に、当該調整後取得価額を適用する日より前に下記④もしくは⑤または本号（b）①乃至③に基づき交付されたものとみなされる普通株式がある場合、当該普通株式のうち未だ交付されていない普通株式の数を加えた数とし、「当社が保有する普通株式の数」は、調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日（株主への割当てに係る基準日を定めた場合は株主割当日）における当社の保有する普通株式数とする。

$$\begin{aligned}
 & \frac{\text{調整後取得価額}}{\text{調整前取得価額}} \times \frac{\text{（発行済普通株式数）} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数}}{\text{1株当たり払込金額}}}{\text{（発行済普通株式数）} - \text{当社が保有する普通株式の数} + \frac{\text{普通株式1株当たりの時価}}{\text{（発行済普通株式数）} - \text{当社が保有する普通株式の数}} \\
 & \text{（発行済普通株式数）} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数}}{\text{1株当たり払込金額}}
 \end{aligned}$$

	<p>④<u>当会社に取得をさせることによりまたは当会社に取得されることにより、本号(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。)に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行または処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。</u></p> <p>⑤<u>行使することによりまたは当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して</u></p>
--	--

	<p><u>出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下本⑤において同じ。）の合計額が本号（d）に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用し、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得または行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用す</u></p>
--	--

	<p>る。ただし、本⑤による取得価額の調整は、当会社または当会社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。</p> <p>(b) 本号(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当会社はD種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後取得価額、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。</p> <p>①合併、株式交換、株式交換もしくは株式交付による他の株式会社の発行済株式の全部もしくは一部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。</p> <p>②取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>③その他、発行済普通株式数(ただし、当会社が保有する普通株式の数を除く。)の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。</p> <p>(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p> <p>(d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価</p>
--	---

	<p>は、調整後取得価額を適用する日（ただし、取得価額を調整すべき事由について株式会社東京証券取引所（以下本条において東京証券取引所という。）が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日）に先立つ連続する20取引日の東京証券取引所が発表する当会社の普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（以下本条においてVWAPという。）の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。</p> <p>本条において「取引日」とは、東京証券取引所において当会社普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPが発表されない日は含まないものとする。</p> <p><u>(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまる</u>ときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、本（e）により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。</p> <p><u>(5) 普通株式対価取得請求受付場所</u>  株主名簿管理人事務取扱場所  東京都千代田区丸の内一丁目4番5号  三菱UFJ信託銀行株式会社  証券代行部</p> <p><u>(6) 普通株式対価取得請求の効力発生</u>  普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が前号に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達したときまたは当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。</p> <p><u>(7) 普通株式の交付方法</u>  当社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価</p>
--	--

取得請求をしたD種種類株主に対して、当該D種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構または口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

#### 6. 金銭を対価とする取得請求権

##### (1) 金銭対価取得請求権

D種種類株主は、D種種類株式の発行日以降いつでも、当会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するD種種類株式の全部または一部を取得することを請求すること（以下本条において金銭対価取得請求という。）ができるものとし、当会社は、当該金銭対価取得請求に係るD種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該金銭対価取得請求に係るD種種類株式の数に、D種種類株式1株当たりの払込金額相当額ならびにD種累積未払配当金相当額および日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、当該D種種類株主に対して交付するものとする。なお、本項においては、日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を「金銭対価取得請求の効力発生の日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価取得請求に係るD種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

##### (2) 金銭対価取得請求の効力発生

金銭対価取得請求の効力は、金銭対価取得請求に要する書類が当会社に到達したときまたは当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

#### 7. 金銭を対価とする取得条項

当会社は、D種種類株式の発行日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日（以下本条において金銭対価償還日という。）が到来することをもって、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、D種種類株式の全部または一部を取得することができる

(以下本条において金銭対価償還という。)ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るD種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るD種種類株式の数に、D種種類株式1株当たりの払込金額相当額ならびにD種累積未払配当金相当額および日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、D種種類株主に対して交付するものとする。なお、本項においては、日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を「金銭対価償還日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るD種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

D種種類株式の一部を取得するときは、按分比例その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって、D種種類株主から取得すべきD種種類株式を決定する。

#### 8. 自己株式の取得に際しての売主追加請求権の排除

当社が株主総会の決議によってD種種類株主との合意により当該D種種類株主の有するD種種類株式の全部または一部を取得する旨を決定する場合には、会社法第160条第2項および第3項の規定を適用しないものとする。

#### 9. 株式の併合または分割、募集株式の割当て等

(1) 当社は、D種種類株式について株式の分割または併合を行わない。

(2) 当社は、D種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(3) 当社は、D種種類株主には、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。

#### 10. 譲渡制限

譲渡によるD種種類株式の取得については、当社の取締役会

<p style="text-align: center;">＜新設＞</p>	<p style="text-align: center;">の承認を要する。</p> <p style="text-align: center;">(優先順位)</p> <p>第5条の6 1. <u>A種優先配当金（第5条の2に定義する。）、A種累積未払配当金相当額（第5条の2に定義する。）、普通株主等（第5条の3に定義する。）およびB種種類株主等（第5条の3に定義する。）に対する剰余金の配当、C種優先配当金（第5条の4に定義する。）、C種累積未払配当金相当額（第5条の4に定義する。）、D種優先配当金（第5条の5に定義する。）</u>ならびにD種累積未払配当金相当額（第5条の5に定義する。）の支払順位は、<u>A種累積未払配当金相当額、C種累積未払配当金相当額およびD種累積未払配当金相当額が第1順位、A種優先配当金、C種優先配当金およびD種優先配当金が第2順位、普通株主等およびB種種類株主等に対する剰余金の配当が第3順位とする。</u></p> <p>2. <u>A種種類株式、B種種類株式、C種種類株式、D種種類株式および普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種種類株式、B種種類株式、C種種類株式およびD種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、普通株式に係る残余財産の分配を第2順位とする。</u></p> <p>3. <u>当社が剰余金の配当または残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当または残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当または残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当または残余財産の分配を行う。</u></p>
<p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当会社普通株式の1単元の株式数は、100株とし、<u>A種種類株式およびB種種類株式の単元株式数は、それぞれ1株とする。</u></p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当会社普通株式の1単元の株式数は、100株とし、<u>A種種類株式、B種種類株式、C種種類株式およびD種種類株式の単元株式数は、それぞれ1株とする。</u></p>

以 上

## 本定款変更（2）の内容

(下線部分は変更箇所であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株式	第2章 株式
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、5,500万株とし、当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。</p> <p>普通株式 5,500万株</p> <p>A種種類株式 10,000株</p> <p>B種種類株式 5,000株</p> <p>C種種類株式 6,000株</p> <p>D種種類株式 3,000株</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、5,500万株とし、当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。</p> <p>普通株式 5,500万株</p> <p>B種種類株式 5,000株</p> <p>C種種類株式 6,000株</p> <p>D種種類株式 3,000株</p>
<p>(A種種類株式)</p> <p>第5条の2 <u>1. 当社の発行するA種種類株式の内容は、次項から第9項までに定めるものとする。</u></p> <p><u>2. 剰余金の配当</u></p> <p><u>(1) A種優先配当金</u></p> <p><u>当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするとき、当該剰余金の配当の基準日(以下本条において配当基準日という。)の最終の株主名簿に記載または記録されたA種種類株式を有する株主(以下本条においてA種種類株主という。)またはA種種類株式の登録株式質権者(A種種類株主と併せて以下本条においてA種種類株主等という。)に対し、第5条の6第1項に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、次号に定める額の金銭による剰余金の配当(かかる配当によりA種種類株式1株当たりを支払われる金銭を、以下本条においてA種優先配当金という。)を行う。なお、A種優先配当金に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</u></p> <p><u>(2) A種優先配当金の金額</u></p> <p><u>A種優先配当金の額は、配当基準日が2026年3月末日以前に終了する事業年度に属する場合、1,000,000円(以下本条において払込金額相当額という。)に、5.5%を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日が2026年4</u></p>	<p>(A種種類株式)</p> <p>第5条の2 <u>(意図的に削除)</u></p>

月1日以降に開始する事業年度に属する場合、払込金額相当額に、7.5%を乗じて算出した額の金銭について、当該配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該配当基準日が2024年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、A種種類株式の発行日）（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算を行うものとする（除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）。ただし、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は、その各配当におけるA種優先配当金の合計額を控除した金額とする。

(3) 非参加条項

当社は、A種種類株主等に対しては、A種優先配当金およびA種累積未払配当金相当額（次号に定める。）の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロもしくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(4) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてA種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るA種優先配当金につき本号に従い累積したA種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当

が行われると仮定した場合において、本項第2号に従い計算されるA種優先配当金の額をいう。ただし、かかる計算においては、本項第2号但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。)に達しないときは、その不足額は、当該事業年度(以下本号において不足事業年度という。)の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、不足事業年度に係る定時株主総会(以下本号において不足事業年度定時株主総会という。)の翌日(同日を含む。)から累積額がA種種類株主等に対して配当される日(同日を含む。)までの間、不足事業年度の翌事業年度以降の各事業年度において、当該事業年度が2026年3月末日以前に終了する事業年度の場合は年率5.5%の利率で、当該事業年度が2026年4月1日以降に開始する事業年度の場合は年率7.5%の利率で、1年毎(ただし、1年目は不足事業年度定時株主総会の翌日(同日を含む。)から不足事業年度の翌事業年度の末日(同日を含む。)までとする。)の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日(ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。本号に従い累積する金額(以下本条においてA種累積未払配当金相当額という。)については、第5条の6第1項に定める支払順位に従い、A種種類株主等に対して配当する。なお、かかる配当を行うA種累積未払配当金相当額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

### 3. 残余財産の分配

#### (1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、第5条の6第2項に定める支払順

位に従い、A種種類株式1株につき、払込金額相当額に、A種累積未払配当金相当額および本項第3号に定める日割未払優先配当金額を加えた額（以下本条においてA種残余財産分配額という。）の金銭を支払う。ただし、本号においては、残余財産の分配が行われる日（以下本条において分配日という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われな  
いものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算する。なお、A種残余財産分配額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 非参加条項

A種種類株主等に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 日割未払優先配当金額

A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてA種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、前項第2号に従い計算されるA種優先配当金相当額とする（以下本条においてA種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額を日割未払優先配当金額という。）。

4. 議決権

A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

5. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 普通株式対価取得請求権

A種種類株主は、A種種類株式の発行日以降いつでも、当会社に対して、次号に定める数の普通株式（以下本条において請求対象普通株式という。）の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部または一部を取得することを請求すること（以下本条において普通株式対価取得請求という。）

ができるものとし、当社は、当該普通株式対価取得請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。

(2) A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の数に、(i) A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に下記に定める普通株式対価取得プレミアムを乗じて得られる額ならびに(ii) A種累積未払配当金相当額および日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額を、本項第3号乃至第6号で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本項においては、A種累積未払配当金相当額の計算における「累積額がA種種類株主等に対して配当される日」および日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を、それぞれ「普通株式対価取得請求の効力発生の日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額および日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

本条において「普通株式対価取得プレミアム」とは、普通株式対価取得請求の効力が生ずる日が以下の各号のいずれの期間に属するかを区分に応じて、以下の各号に定める数値をいう。

- ① A種種類株式の発行日の翌日から2024年6月30日まで：  
1.030
- ② 2024年7月1日から2025年6月30日まで：1.060
- ③ 2025年7月1日から2026年6月30日まで：1.085
- ④ 2026年7月1日から2027年

6月30日まで：1.100

⑤ 2027年7月1日以降：1.110

(3) 当初取得価額

1,364.3円

(4) 取得価額の修正

取得価額は、2023年12月31日およびそれ以降の6か月毎の応当日（当該日が取引日（以下に定義する。）でない場合には翌取引日とする。以下本条において取得価額修正日という。）において、各取得価額修正日に先立つ連続する20取引日（売買高加重平均価格（以下本条においてVWAPという。）が発表されない日を除く20取引日とする。以下本号において取得価額算定期間という。）の株式会社東京証券取引所（以下本条において東京証券取引所という。）が発表する当会社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値（なお、取得価額算定期間中に次号に規定する事由が生じた場合、当該VWAPの平均値は次号に準じて当社が適当と判断する値に調整される。）の90%に相当する額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に修正され（以下本条において、かかる修正後の取得価額を修正後取得価額という。）、修正後取得価額は取得価額修正日より適用される。ただし、修正後取得価額が955円（ただし、本項第6号の調整を受ける。以下本条においてA種下限取得価額という。）を下回る場合には、修正後取得価額はA種下限取得価額とする。

本条において「取引日」とは、東京証券取引所において当社普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPが発表されない日は含まないものとする。

(5) 取得価額の調整

(a) A種種類株式の発行日の翌日（同日を含む。）以降、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

①普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、次の算式により取

得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\frac{\text{調整後取得価額}}{\text{調整前取得価額}} = \frac{\text{調整前取得価額}}{\text{調整前取得価額}} \times \frac{\frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}}{1}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

②普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\frac{\text{調整後取得価額}}{\text{調整前取得価額}} = \frac{\text{調整前取得価額}}{\text{調整前取得価額}} \times \frac{\frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}}{1}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

③本号（d）に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本号において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換、会社分



を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行または処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

⑤行使することによりまたは当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下本⑤において同じ。）の合計額が本号（d）に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の

交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得または行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。ただし、本⑤による取得価額の調整は、当会社または当会社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には

<p><u>適用されないものとする。</u></p> <p><u>(b) 本号(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当社はA種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後取得価額、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。</u></p> <p><u>①合併、株式交換、株式交換もしくは株式交付による他の株式会社の発行済株式の全部もしくは一部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。</u></p> <p><u>②取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</u></p> <p><u>③その他、発行済普通株式数(ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。</u></p> <p><u>(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</u></p> <p><u>(d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日(ただし、取得価額を調整すべき事由について東京証券取引所が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日)に先立つ連続する20取引日</u></p>	
--	--

の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

(6) A種下限取得価額の調整

前号の規定により取得価額の調整を行う場合には、A種下限取得価額についても、「取得価額」を「A種下限取得価額」に読み替えた上で、前号の規定を準用して同様の調整を行う。

(7) 普通株式対価取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所  
東京都千代田区丸の内一丁目4番5号  
三菱UFJ信託銀行株式会社  
証券代行部

(8) 普通株式対価取得請求の効力発生

普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が前号に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達したときまたは当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

(9) 普通株式の交付方法

当社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたA種種類株主に対して、当該A種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構または口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

6. 金銭を対価とする取得請求権

(1) 金銭対価取得請求権

A種種類株主は、A種種類株式の発行日以降いつでも、当社に対

して、金銭の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部または一部(ただし、一部の取得は、5,000株の整数倍の株数に限る。)を取得することを請求すること(以下本条において金銭対価取得請求という。)ができるものとし、当社は、当該金銭対価取得請求に係るA種種類株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、当該金銭対価取得請求に係るA種種類株式の数に、(i) A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に下記に定める償還係数を乗じて得られる額ならびに(ii) A種累積未払配当金相当額および日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本項においては、A種累積未払配当金相当額の計算における「累積額がA種種類株主等に対して配当される日」および日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を、それぞれ「金銭対価取得請求の効力発生の日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額および日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

本条において「償還係数」とは、金銭対価償還日が以下の各号のいずれの期間に属するかの区分に応じて、以下の各号に定める数値をいう。

- ① A種種類株式の発行日の翌日から2024年6月30日まで：  
1.030
- ② 2024年7月1日から2025年6月30日まで：1.060
- ③ 2025年7月1日から2026年6月30日まで：1.085
- ④ 2026年7月1日から2027年6月30日まで：1.100
- ⑤ 2027年7月1日以降：1.110

(2) 金銭対価取得請求の効力発生  
金銭対価取得請求の効力は、金銭対価取得請求に要する書類が当会社に到達したときまたは当該

書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

7. 金銭を対価とする取得条項

当社は、A種種類株式の発行日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下本条において金銭対価償還日という。）が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の10取引日（東京証券取引所において当社の普通株式の普通取引が行われる日をいう。）前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部または一部（ただし、一部の取得は、5,000株の整数倍の株数に限る。）を取得することができる（以下本条において金銭対価償還という。）ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数に、(i) A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に前項に定める償還係数を乗じて得られる額ならびに(ii) A種累積未払配当金相当額および日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本項においては、A種累積未払配当金相当額の計算における「累積額がA種種類株主等に対して配当される日」および日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を、それぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額および日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

A種種類株式の一部を取得するときは、按分比例その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって、A種種類株主から取得すべきA種種類株式を決定する。

8. 自己株式の取得に際しての売主

<p><u>追加請求権の排除</u>  <u>当会社が株主総会の決議によつてA種種類株主との合意により当該A種種類株主の有するA種種類株式の全部または一部を取得する旨を決定する場合には、会社法第160条第2項および第3項の規定を適用しないものとする。</u></p> <p>9. <u>株式の併合または分割、募集株式の割当て等</u></p> <p>(1) <u>当会社は、A種種類株式について株式の分割または併合を行わない。</u></p> <p>(2) <u>当会社は、A種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</u></p> <p>(3) <u>当会社は、A種種類株主には、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。</u></p>	
<p>(B種種類株式)  第5条の3 1. ～5. &lt;条文省略&gt;</p> <p>6. 金銭を対価とする取得条項  当会社は、B種種類株式の発行日以降いつでも、<u>A種種類株式の発行済株式(当会社が有するものを除く。)</u>が存しないときに限り、<u>当会社の取締役会が別に定める日(以下本条において金銭対価償還日という。)</u>が到来することをもって、B種種類株主等に対して、<u>金銭対価償還日の10取引日(東京証券取引所において当会社の普通株式の普通取引が行われる日をいう。)</u>前までに書面による通知(撤回不能とする。)を行った上で、法令の許容する範囲内において、<u>金銭を対価として、B種種類株式の全部または一部(ただし、一部の取得は、1,000株の整数倍の株数に限る。)</u>を取得することができる(以下本条において金銭対価償還という。)ものとし、<u>当会社は、当該金銭対価償還に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るB種種類株式の数に、B種種類株式1株当たりの払込金額相当額に下記に定める償還係数を乗じて得られる額を乗じて得られる額の金銭を、B種種類株主に對</u></p>	<p>(B種種類株式)  第5条の3 1. ～5. &lt;現行どおり&gt;</p> <p>6. 金銭を対価とする取得条項  当会社は、B種種類株式の発行日以降いつでも、<u>当会社の取締役会が別に定める日(以下本条において金銭対価償還日という。)</u>が到来することをもって、B種種類株主等に対して、<u>金銭対価償還日の10取引日(東京証券取引所において当会社の普通株式の普通取引が行われる日をいう。)</u>前までに書面による通知(撤回不能とする。)を行った上で、法令の許容する範囲内において、<u>金銭を対価として、B種種類株式の全部または一部(ただし、一部の取得は、1,000株の整数倍の株数に限る。)</u>を取得することができる(以下本条において金銭対価償還という。)ものとし、<u>当会社は、当該金銭対価償還に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るB種種類株式の数に、B種種類株式1株当たりの払込金額相当額に下記に定める償還係数を乗じて得られる額を乗じて得られる額の金銭を、B種種類株主に對して交付するものとする。また、金銭対価償還に係るB種種類株式の取得と引換</u></p>

<p>して交付するものとする。また、金銭対価償還に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>本条において「償還係数」とは、金銭対価償還日が以下の各号のいずれの期間に属するか区分に応じて、以下の各号に定める数値をいう。</p> <p>① B種種類株式の発行日の翌日から2024年6月30日まで：1.1</p> <p>② 2024年7月1日から2025年6月30日まで：1.255</p> <p>③ 2025年7月1日から2026年6月30日まで：1.415</p> <p>④ 2026年7月1日から2027年6月30日まで：1.605</p> <p>⑤ 2027年7月1日以降：1.805</p> <p>B種種類株式の一部を取得するときは、按分比例その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって、B種種類株主から取得すべきB種種類株式を決定する。</p> <p>7. ～8. &lt;条文省略&gt;</p>	<p>えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>本条において「償還係数」とは、金銭対価償還日が以下の各号のいずれの期間に属するか区分に応じて、以下の各号に定める数値をいう。</p> <p>① B種種類株式の発行日の翌日から2024年6月30日まで：1.1</p> <p>② 2024年7月1日から2025年6月30日まで：1.255</p> <p>③ 2025年7月1日から2026年6月30日まで：1.415</p> <p>④ 2026年7月1日から2027年6月30日まで：1.605</p> <p>⑤ 2027年7月1日以降：1.805</p> <p>B種種類株式の一部を取得するときは、按分比例その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって、B種種類株主から取得すべきB種種類株式を決定する。</p> <p>7. ～8. &lt;現行どおり&gt;</p>
<p>(優先順位)</p> <p>第5条の6 1. <u>A種優先配当金(第5条の2に定義する。)</u>、<u>A種累積未払配当金相当額(第5条の2に定義する。)</u>、普通株主等(第5条の3に定義する。)<u>およびB種種類株主等(第5条の3に定義する。)</u>に対する剰余金の配当、C種優先配当金(第5条の4に定義する。)、C種累積未払配当金相当額(第5条の4に定義する。)、D種優先配当金(第5条の5に定義する。)ならびにD種累積未払配当金相当額(第5条の5に定義する。)の支払順位は、<u>A種累積未払配当金相当額</u>、<u>C種累積未払配当金相当額</u>およびD種累積未払配当金相当額が第1順位、<u>A種優先配当金</u>、<u>C種優先配当金</u>およびD種優先配当金が第2順位、普通株主等およびB種種類株主等に対する剰余金の配当が第3順位とする。</p> <p>2. <u>A種種類株式</u>、<u>B種種類株式</u>、<u>C種種類株式</u>、<u>D種種類株式</u>および普通株式に係る残余財産の分</p>	<p>(優先順位)</p> <p>第5条の6 1. 普通株主等(第5条の3に定義する。)<u>およびB種種類株主等(第5条の3に定義する。)</u>に対する剰余金の配当、C種優先配当金(第5条の4に定義する。)、C種累積未払配当金相当額(第5条の4に定義する。)、D種優先配当金(第5条の5に定義する。)ならびにD種累積未払配当金相当額(第5条の5に定義する。)の支払順位は、C種累積未払配当金相当額およびD種累積未払配当金相当額が第1順位、C種優先配当金およびD種優先配当金が第2順位、普通株主等およびB種種類株主等に対する剰余金の配当が第3順位とする。</p> <p>2. B種種類株式、C種種類株式、D種種類株式および普通株式に係る残余財産の分配の支払順位</p>

<p>配の支払順位は、<u>A種類株式</u>、<u>B種類株式</u>、<u>C種類株式</u>および<u>D種類株式</u>に係る残余財産の分配を第1順位、普通株式に係る残余財産の分配を第2順位とする。</p> <p>3. &lt;条文省略&gt;</p>	<p>は、<u>B種類株式</u>、<u>C種類株式</u>および<u>D種類株式</u>に係る残余財産の分配を第1順位、普通株式に係る残余財産の分配を第2順位とする。</p> <p>3. &lt;現行どおり&gt;</p>
<p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当会社普通株式の1単元の株式数は、100株とし、<u>A種類株式</u>、<u>B種類株式</u>、<u>C種類株式</u>および<u>D種類株式</u>の単元株式数は、それぞれ1株とする。</p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当会社普通株式の1単元の株式数は、100株とし、<u>B種類株式</u>、<u>C種類株式</u>および<u>D種類株式</u>の単元株式数は、それぞれ1株とする。</p>

以 上